

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和5年10月定例会
(10月24日)

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第18号 渋川広域消防署西分署建設工事（建築工事）請負契約の締結について	5
日程第 4 議案第19号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例	9
日程第 5 議案第20号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について	11
日程第 6 議案第21号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）	20
日程第 7 一般質問	23
閉 議	47
管理者挨拶	48
閉 会	48

令和5年10月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和5年10月24日（火曜日）

出席議員（15人）

1番	高野佳美	議員	2番	善養寺孝	議員
3番	板倉正和	議員	4番	田村なつ江	議員
5番	田中猛夫	議員	6番	生方勇二	議員
7番	飯塚憲治	議員	8番	廣嶋隆	議員
9番	清水健一	議員	10番	田邊寛治	議員
11番	安力川信之	議員	12番	茂木弘伸	議員
13番	望月昭治	議員	14番	角田喜和	議員
15番	小池春雄	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	南千晴	副管理者	伊勢久美子
監査委員局長	土屋輝夫	事務局長	島田志野
消防長	南安彦	副消防長兼 総務課長	山田知巳
消防署長	原孝二	副事務局長兼 総務課長	角田泰紀
会計管理者	生方茂樹	事業課長	外丸正一
清掃センター長	荒井一浩	環境クリーン センター所長	横手和敏
消防本部長	萩原勇人	消防本部長	狩野設衛
消防本部総務課 次長兼 施設整備室長	根井邦彦	総務課長 企画財政係	狩野健一
消防本部 総務課庶務係長	藤木雅	事業課管理係長	山本豊彰
事業課施設係長	関口剛士		

事務局職員出席者

書記長	石北 仁	書記	都丸 健一
書記	町田 直哉	書記	鶴卷 大輔

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和 5 年 1 0 月 2 4 日（火曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 会期の決定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 議案第 1 8 号 渋川広域消防署西分署建設工事（建築工事）請負契約の締結について
 - 第 4 議案第 1 9 号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例
 - 第 5 議案第 2 0 号 令和 4 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について
 - 第 6 議案第 2 1 号 令和 5 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第 2 号）
（提出者説明、質疑、討論、表決）
 - 第 7 一般質問
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前10時

議長（安力川信之議員） おはようございます。これより令和5年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で、議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

なお、代表監査委員、田中誠から欠席の届出がありました。

開 議

午前10時01分

議長（安力川信之議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（安力川信之議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

なお、この報告にありますように、副管理者において異動がありましたので、この際自己紹介をいたさせます。

副管理者。

副管理者（伊勢久美子） おはようございます。渋川市副市長の伊勢久美子と申します。10月5日付で渋川地区広域市町村圏振興整備組合の副管理者に就任をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長（安力川信之議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（安力川信之議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において6番、生方勇二議員、13番、望月昭治議員を指名いたします。

日程第3 議案第18号 渋川広域消防署西分署建設工事（建築工事）請負契約の締結について

議長（安力川信之議員） 日程第3、議案第18号 渋川広域消防署西分署建設工事（建築工事）請負契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
南消防長。
（消防長南 安彦登壇）

消防長（南 安彦） ただいまご上程いただきました議案第18号 渋川広域消防署西分署建設工事（建築工事）請負契約の締結について、提案理由及び議案の内容をご説明いたします。

10月組合議会定例会の一般議案関係1ページをお願いいたします。建設から50年が経過した渋川広域消防署西分署を新築しようとするものであります。

議案の内容についてご説明いたします。渋川広域消防署西分署建設工事（建築工事）請負契約を次のとおり締結したいから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1の契約の目的は、渋川広域消防署西分署建設工事（建築工事）であります。

2の工事の概要及び場所は、鉄骨造2階建て、延べ面積788.06平方メートルの消防庁舎で、渋川市伊香保町伊香保地内となります。

3の契約の方法は、指名競争入札であります。

4の契約金額は、2億8,696万2,720円で、消費税及び地方消費税が込みであります。

5の契約の相手方は、群馬県渋川市渋川4413番地1、瑞穂建設株式会社、代表取締役、篠原玄洋であります。

恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。議案第18号参考資料は、入札状況を示したものであり

ます。工事名につきましては、渋川広域消防署西分署建設工事（建築工事）であります。

契約の方法は、指名競争入札であります。

入札年月日は、令和5年9月13日、指名業者数は11者、入札参加業者数は7者でありました。

入札回数にありましては、1回であります。

落札業者は、契約の相手方と同一であります。

予定価格は、3億1,191万6,000円、落札価格は2億8,696万2,720円であります。

予定工期は、令和6年10月31日までで、工事内容は参考資料に記載のとおりでございます。

3ページから6ページは、渋川広域消防署西分署建設工事（建築工事）の参考図で、案内図、配置図、1階平面図、2階平面図及び立面図になります。

以上で議案第18号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（安カ川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

15番、小池春雄議員。

（15番小池春雄議員登壇）

15番（小池春雄議員） 位置図がちょっと分かりにくいのですけれども、もう少し位置図の分かるものを提出してください。それと、入札調書の提出をお願いします。

議長（安カ川信之議員） ただいま15番、小池春雄議員から資料請求の要請がありました。

この際、この資料を配付できるの。

（「位置図はちょっと用意していません」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） 位置図は用意していないようですが、入札調書はあるようですので、配付できる。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） 入札調書は配付できますので、配付いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご異議ないので、配付をお願いします。

位置関係については、図表がありませんので、南消防長から口頭により説明をいたさせたいと思いますが、小池議員よろしいですか。

15番（小池春雄議員） はい。

議長（安カ川信之議員） 南消防長。

（消防長南 安彦登壇）

消防長（南 安彦） ただいまのご質疑に対してお答えいたします。

西分署建設予定地は、現在地より東へ直線距離で約1,100メートル、県道渋川松井田線と県道前橋伊香保線が交差いたしますビジターセンター前信号機から新たに延長された地蔵河原梨木線を北進し、炭附街道と交差する地点であります。伊香保中学校及び原沢医院が隣接する地点となります。以上でございます。

議長（安カ川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 場所の選定だったのですけれども、確かに道も広くなったのですけれども、住宅街

が下のほうにあるのですけれども、今までは上のところというのは割に火災等があったときには、近くてすぐに行ける場所だったのですけれども、下になりますと、あれは渋川伊香保線のずっと下になりますけれども、あそこからですと、大変地形的に雪が降ると凍るような場所で、場所悪いです。夜に火災等があった場合のことなんていうのは想定できたのですか、それとも今のが何か都合の悪い事案があったのでしょうか。あそこに下に持っていく経緯というのは、私は元いたことがあるので、あそこに行くことが果たして消防署としてどうなのかなと、伊香保という場所になりますと、本当に端っこのほうになりますので、それのどのような状況になった結果なのでしょう。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長南 安彦登壇）

消防長（南 安彦） ただいまの質疑にお答えいたします。

場所選定時に市が所有する土地ということと、検討した結果、あの位置ということで、検討結果としてその位置になりました。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 検討した結果という話だったのですけれども、先ほど言いましたように、あそこは大変雪も降りますし、凍ります。緊急時ということを考えたときには、上に車があるとしては、適当ではないかという中で、下に持っていかなければならない理由は何だったのかということ为先ほど言ったつもりなんですけれども、そこについての回答がないのです。そこに決まりましたという回答で、だから私はそのというか、そのプロセスの中でどうしてあそこにいったのですかと、下にいくことのメリットあるいはデメリット、そういう部分というのはどのように検討なされたのかと、そういった検討の結果ここにいったのだというように皆さんが理解できる、あそこになったのはそういうことですかというのが納得できる説明が欲しかったのです。

それと、入札調書なのですけれども、辞退が3件あって、それで失格2件ということなのですけれども、業者選定の段階で指名に問題はなかったのか。この人たちがその条件にあるから適当に指名したのか、その辺の経過はどうだったのでしょうか。辞退した方が何人も最初から出ましたので、どういうことこうなったのか。次の広域圏で行う競争入札について、こういう失格者を出さないためには、指名業者の選定のときに問題はなかったか、そのことについてどうお考えか、お尋ねします。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長南 安彦登壇）

消防長（南 安彦） 先ほどのご質疑に対してお答えいたします。

土地にありましては、あの場所いろいろ検討した結果、市が所有しているということで、下のほうになってはいますが、今までと出動時等に遅延等はそれほどないという結論で、あの現在の土地となっております。

それと業者選定方法についてご説明申し上げます。渋川地区広域市町村圏振興整備組合財務規則において、財務に関して必要な事項は、渋川市財務規則、渋川市契約規則の規定の例によるとなっております。入札に係る指名業者の選定は、渋川市建設工事等請負業者選定要領に沿って行っております。今回の入札は、渋川市、吉岡町、榛東村の業者のうち、建築一式工事で特定建設業者の許可を持っており、総合点数800点

以上の者をAランク担当として指名し、入札を行いました。また、指名業者の選定についてですが、渋川市、吉岡町、榛東村の業者のうち建築一式工事で、特定建設業者の許可を持っており、総合点数800点以上のAランク担当の業者であります11者全てを指名しております。以上でございます。

議長（安カ川信之議員） 6番、生方勇二議員。

（6番生方勇二議員登壇）

6番（生方勇二議員） 指名についてをお伺いいたします。

この金額からして、一般競争入札の条件つき等の入札方法も考えられると思いますが、指名競争入札にした理由がありましたらお知らせいただきたいと思います。

議長（安カ川信之議員） 根井消防本部総務課次長兼施設整備室長。

（消防本部総務課次長兼施設整備室長根井邦彦登壇）

消防本部総務課次長兼施設整備室長（根井邦彦） 生方議員についてのご説明をいたします。

まず、広域組合では、電子入札ができておりません。そのため一般競争入札と同じ条件で指名競争入札をいたしまして、今回11者ですか、をしておりますので、一般競争入札と同じ業者数を指名してございます。以上です。

議長（安カ川信之議員） 6番。

6番（生方勇二議員） ちょっと回答のあれが知りたいところがあったので、もちろん結果的にはこれ加入しているわけですから、オーケーなのだと思うのですけれども、条件付一般競争入札にしなかったのは、電子入札ができないからということで聞いたのですけれども、そこはその他の方法があって、指名競争入札でも全然問題ないということよろしいでしょうか。

議長（安カ川信之議員） 南消防長。

（消防長南 安彦登壇）

消防長（南 安彦） 生方議員のご質疑についてご説明申し上げます。

指名入札で問題ないと考えております。以上です。

議長（安カ川信之議員） 3番、板倉正和議員。

（3番板倉正和議員登壇）

3番（板倉正和議員） 入札書の結果なのですけれども、多分最低価格公表で4者が同点になって、くじ引で入札になったと思います。先ほど6番議員が言ったように、指名競争入札でも電子入札ができなくても、一般条件付入札を利用することはできなかったのか、お聞きいたします。

議長（安カ川信之議員） 山田副消防長兼総務課長。

（副消防長兼総務課長山田知巳登壇）

副消防長兼総務課長（山田知巳） 先ほどの板倉議員の質疑にお答え申し上げます。

入札の関係ですけれども、条件付入札にしなかった理由ですが、渋川市の規約、規則等にのっとりまして、条件つきの入札となっているのですけれども、11者を指名することによりまして、地域の活性化というか、地場産業の育成、その辺も含めまして、吉岡町、渋川市、榛東村に限った業者11名を指名しておりますので、入札に関しては問題ないと考えております。

また、入札結果の関係ですけれども、事前に公表しておりますのは、予定価格でございます。予定価格

は公表しております。入札結果につきましては、同一額の業者がありますけれども、こちらについても問題ないと考えております。以上です。

議長（安カ川信之議員） 3番。

3番（板倉正和議員） 今お聞きいたしますと、最低価格の公表はなかったように感じますが、公表していないで4者が同じ最低価格ということは、何か不自然のような気がいたしますけれども、どのようにお考えなのか、お聞きいたします。

議長（安カ川信之議員） 南消防長。

（消防長南 安彦登壇）

消防長（南 安彦） ただいまの議員の質疑に対してお答えいたします。

最低制限価格の設定でございますが、渋川市建設工事最低制限価格制度実施要領に基づき最低制限価格の設定をし、入札参加者へ周知しております。また、最低価格の範囲でございますが、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲で設定しております。計算式により算出した額が上位の範囲を上回った場合は上限、下回った場合は下限値で設定しております。以上でございます。

議長（安カ川信之議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例

議長（安カ川信之議員） 日程第4、議案第19号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南消防長。

（消防長南 安彦登壇）

消防長（南 安彦） 一般議案関係議案書7ページをお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第19号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

申し訳ありませんが、10ページをお願いいたします。初めに、提案理由についてご説明申し上げます。令和5年5月31日に消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案第19号参考資料でご説明いたします。申し訳ありませんが、11ページをお願いいたします。渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案で、傍線部分が改正箇所となります。

初めに、第11条、変電設備に関する改正についてご説明申し上げます。第1項第3号の2ですが、現行では建築物との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つ必要があるのは、キュービクル式のものに限定されていますが、改正後は全ての変電設備を対象とするものであります。

次に、第11条の2、急速充電設備に関する改正についてご説明申し上げます。第1項第1号につきましては、本組合の火災予防条例において、緩和等を認める権限者は消防長に限定されておりますが、令和3年の一部改正の際に、消防署長が含まれてしまったことから、削除するものであります。

第4号につきましては、雨水等の侵入防止措置を講ずる対象を明確にするとともに、この後に説明します蓄電池設備関係の第13条第4項において、本号を準用することから、「その筐体は」を追加するものであります。

12ページをお願いいたします。次に、第13条、蓄電池設備に関する改正についてご説明申し上げます。第1項においては、蓄電池設備の規制対象について見直しを行うものであります。現行では4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いていますが、改正後は蓄電池容量の単位を電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に用いられるキロワット時に変更し、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、出火防止措置が講じられたものとして、消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととするものであります。また、耐酸性の床上等に設けなければならない蓄電池設備は、現在ではアルカリ蓄電池以外とされていますが、改正後は開放型鉛蓄電池に限定するものであります。

第3項については、屋外に設ける蓄電池設備について、建築物からの離隔距離を新たに規定するもので、第4項については、先ほど急速充電設備関係で説明申しました準用する規定の改正となります。

次に、第44条は、設備の設置届出関係ですが、蓄電池設備の規定対象の見直しに伴い、届出対象外となる基準を追加するものであります。

恐れ入りますが、13ページをお願いいたします。別表第3の改正についてご説明申し上げます。火気使用設備の離隔距離を規定する表であります。今回の改正は厨房設備の部分となります。13ページ下段から14ページ上段にかけて、木炭等の固体燃料を使用する炭火焼き器に対する離隔距離の基準を新たに追加するものであります。

恐れ入りますが、9ページにお戻りください。附則といたしましては、施行期日につきましては令和6年1月1日から施行するもので、第2項から第4項にかけては、所要の経過措置が設けられております。

以上で議案第19号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について

議長（安力川信之議員） 日程第5、議案第20号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第20号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について、提案理由を申し上げます。

令和4年度の予算執行に当たりましては、新型コロナウイルス及び電気料をはじめとした物価高騰の影響を受けましたが、関係機関と連携、協力をしつつ、おおむね計画のとおり事業を実施することができました。以下、主要な施策の成果について申し上げます。

生活関連施設の整備及び運営に関しましては、救急医療対策事業として、在宅当番医制等を実施している渋川地区医師会及び渋川北群馬歯科医師会に補助金を交付しました。また、夜間の急病時に対応できる診療体制として、夜間急患診療所を運営し、常時診療体制の確保に努めました。また、火葬場・斎場運営事業では、指定管理者による管理運営の下で、火葬設備等の定期的な点検及び補修を行い、良好な施設管理に努めました。また、建設当時に緩衝地として設けた緑地帯を整地し、地権者に返還しました。

ごみ処理事業及びし尿処理事業につきましては、業務の充実を図るため、老朽化が進む施設及び設備の

計画的な補修工事を行いました。また、施設設備に向けて、総合的な視点から整備方針を検討、把握し、今後のごみ処理の方向性を具体化するため、一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定しました。

消防、救急救助関係では、消防力の維持管理に努めるとともに、複雑多様化する災害へ対応するため、施設装備の充実強化に努めました。

車両関係では、東分署に配備していた高規格救急自動車を災害対応特殊救急自動車として更新しました。

消防施設関係では、東分署の建設工事に着手し、西分署の実施設計業務を実施しました。また、南分署の庁舎を解体しました。

令和4年度における主要な事業は、以上のとおりであります。計画いたしました事業がおおむね遂行できましたことは、議員各位をはじめとする関係機関のご支援、ご協力のたまものと感謝申し上げます次第であります。なお、内容につきましては、事務局長及び消防長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

土屋監査委員事務局長。

（監査委員事務局長土屋輝夫登壇）

監査委員事務局長（土屋輝夫） 代表監査委員が欠席でございますので、私から令和4年度洪川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算審査意見についてご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました審査意見書に基づき、それぞれ要点のみご報告させていただきます。

それでは、意見書の1ページをお開きください。第1の審査の種類から第4の審査の着眼点であります。管理者から審査に付されました決算書類が地方自治法等関係法令に適合して作成され、かつ計算に過誤がないか、収支が適法であるかなどについて、令和5年8月1日から9月14日まで審査を行いまして、その意見書を10月6日に管理者へ提出しております。

第5の審査の結果であります。審査に付されました決算書類は、審査した限りにおいて法令関係に適合し、かつ正確に作成されており、その計数は関係書類と照合した結果、正確であることを認められました。また、審査した予算の執行及び関連する事務の処理は、おおむね適正であると認められました。

次に、第6、審査の内容の1、決算の規模について申し上げます。下段の表をごらんください。歳入の当年度歳入済額は33億9,300万円で、前年度に比べ436万円、0.1%の減少でありました。歳出の支出済額は32億3,036万円で、前年度に比べ7,649万円、2.3%の減少でありました。歳入歳出差引残額は1億6,263万円でした。

2ページをお開きください。2、決算収支の状況についてであります。表の左から2列目、令和4年度をごらんください。区分欄4行目の翌年度へ繰り越すべき財源1,155万円でありましたので、5行目の実質収支額は1億5,108万円となります。7行目の単年度収支額は6,058万円の黒字となっております。単年度収支額の中には、実質的な黒字要素である基金積立金と赤字要素であります基金の取崩し額が含まれておりますので、これを加減した最下行の実質単年度収支額は4,059万円の赤字であります。

3ページをごらんください。(1)、歳入についてご説明申し上げます。上段の表、歳入決算状況をごらんください。当年度収入済額の予算現額に対する収入率は98.8%、調定額に対する収入率は99.9%であります。不納欠損額はありませんでした。収入未済額が7,200円ありました。これは、一般廃棄物処理に

係る手数料でありましたが、令和5年6月には納付されたことを確認しているところです。

下段の表、款別歳入決算前年度比較表をごらんください。最下行、令和4年度収入済額の合計は33億9,300万円で、その主な内訳は1款の構成市町村からの分担金及び負担金27億6,923万円、2款使用料及び手数料1億8,113万円で、この2つの項目で歳入総額の86.9%を占めております。表の最下行、合計欄右から2列目、前年度比較における増減額は前年度に比べ436万円の減少となっております。

5ページをお願いいたします。(2)、歳出についてご説明申し上げます。上段の表、歳出決算状況についてをごらんください。当年度支出済額は32億3,036万円で、予算現額に対する執行率は94.1%でありました。

次に、下段の款別歳出決算前年度比較表をごらんください。こちらは、支出済額の主な内容となりますが、こちらのほうの説明は省略をさせていただきます。

次に、公債費についてご説明申し上げます。少し飛びますが、16ページ、17ページをお願いいたします。別表の4-1となります。こちらは、組合債の年度別借入・償還状況の一覧表であります。表の中ほど令和4年度の行、16ページの左から3列目、令和4年度の未償還残高は19億1,141万円です。17ページの右から4列目、令和4年度の元利償還額の合計が2億8,596万円で、前年度と比べ元金と利子の合計で0.2%の減少でありました。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。別表4-2でございますが、この表は、組合債の年度別区分別の元利償還額の内訳を示した表であります。表の中段、二重線の部分、こちらのほうが令和4年度は先ほど別表4-1で説明いたしました元利償還額の合計2億8,596万円の内訳となっているところでございます。18ページの最下行、償還予定額となっており、各区分ごとの令和4年度末における令和5年度から令和19年度までの元利償還予定額となっております。その合計額は19ページの最下行、左から1列目の19億3,722万円であります。

戻りまして、6ページをお願いいたします。6ページ、中段の(3)、実質収支に関する調書について申し上げます。実質収支に関する調書については、地方自治法施行規則第16条の2の様式に沿って作成されており、計数は正確でありました。

次に、(4)、財産に関する調書について申し上げます。アの公有財産の土地及び建物の当年度末の現在高が土地は15万7,519平方メートルで、前年度に比べ増減はありませんでした。建物は3万705平方メートルで、前年度に比べ370平方メートルの減少でありました。物品では、当年度末の現在高は173点で、前年度に比べ2点の増加をしております。

7ページをお願いいたします。ウ、基金であります。下段の基金の状況の表をごらんください。基金は、財政調整基金及びふるさと市町村圏基金の2基金で、最下行右から1列目、決算年度末の現在高の合計は13億8,094万円でありました。

8ページをお開きください。最後に、第7の意見を読み上げさせていただきます。令和4年度の決算額は、歳入は33億9,300万円、歳出は32億3,036万円で、前年度に比べ歳入が436万円、歳出が7,649万円の減少となった。形式収支額は1億6,263万円の黒字で、翌年度へ繰り越す財源1,155万円を除いた実質収支額は1億5,108万円の黒字となり、前年度実質収支額9,050万円を差し引いた単年度収支額は6,058万円の黒字となった。これに基金への積立てや取崩しを加減した実質単年度収支額は4,059万円の赤字となった。

歳出の不用額については1億9,070万円で、予算現額の5.6%となっている。その主な内訳は、衛生費1億220万円、総務費596万円及び消防費7,607万円で、施設の維持管理に必要な電気、燃料費及び職員人件費などである。それぞれ組合事業の根幹となる経費であり、年度途中において不足を生じさせることができないものであるが、不用額ができるだけ少なくなるよう、より一層適切な予算見込み及び執行に努められたい。

歳入については、エコ小野上処分場の副生塩について、収益化の取組が開始されているので、今後も自主財源の確保に期待したい。歳出では、前年度に引き続き積極的な事業取組がなされている消防費において、東分署の建設工事、西分署の設計業務委託が計画的に進められている。今後は、令和4年3月に作成した渋川地区広域市町村圏振興整備組合公共施設等総合管理計画に基づき、大型の建設事業となる清掃センター、環境クリーンセンター、最終処分場及び消防署本署の延命化工事や建て替え等が予定されている。これら建設事業は、社会経済動向に伴い、建設資材費、労働管理費、建設期間が左右される傾向にあるが、そうした影響を最小限に抑え、計画的で確実な整備を図られたい。

本組合は、消防、救急や一般廃棄物処理といった住民生活に密着した業務を担っており、その財源は構成市町村の負担が大部分を占めている。職員一人一人が常に費用対効果を意識し、経費の削減等に努められ、圏域の発展に向けた事業運営に尽力されることを期待する。

以上で令和4年度一般会計決算審査結果の報告を終わらせていただきます。

議長（安力川信之議員） 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいまご上程いただきました議案第20号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要をご説明いたしますので、恐れ入りますが、令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合決算調書及び参考資料をご用意をお願いいたします。1ページをお願いいたします。Iの実質収支に関する調書につきましてご説明を申し上げます。1の歳入総額は33億9,300万4,000円、予算現額に対する収入率は98.8%でありました。2の歳出総額は32億3,036万5,000円、予算現額に対する執行率は94.1%でありました。3の歳入歳出差引額は1億6,263万9,000円でありました。4の翌年度へ繰り越すべき財源として1,155万円で、これを差し引きますと5の実質収支額は1億5,108万9,000円であります。このうち6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は7,555万円であります。これは、財政調整基金条例に基づいて決算剰余金の2分の1以上の金額を積み立てるものであります。

2ページをお願いいたします。続きまして、IIの財産に関する調書であります。1の公有財産、(1)、土地及び建物のアの総括で、決算年度中の増減高についてご説明いたします。表の最下行合計をごらんください。土地につきましては、左から3列目、決算年度中の増減はありませんでした。次に、建物であります。最下行合計をごらんください。表の左から9列目、建物のうち非木造の決算年度中の残高は、370平方メートルの減少であります。内訳であります。区分欄2行目、その他の行政機関、消防（警察）施設で、旧消防署南分署を解体したことによるものであります。

3ページをお願いいたします。2の物品については、自動車及び取得価格が100万円以上のものを整理

しております。区分欄上から7行目、斎場関係機器1台の増は、ひつぎ運搬台車を購入したものであります。区分欄下から3行目、救急関係機器1台の増は、令和4年度に更新した高規格救急自動車に係る資機材の購入及び処分を相殺したもので、ストレッチャー等が増となっております。

続きまして、3の基金であります。 (1) の渋川地区広域市町村圏振興整備組合財政調整基金の決算年度中の増減高は、5,591万1,000円の減額であります。これは、令和3年度決算剰余金4,526万円及び財政調整基金利子10万9,000円の積立と一般会計への繰入金として取り崩した1億128万円を相殺したものであります。決算年度末現在高は3億5,448万1,000円となりました。(2) の渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金は、原資10億円の運用益を広域圏の地域振興等を目的とした活動事業に充てるために設置されたものであります。区分欄1行目、現金の決算年度中の増減高は、134万5,000円の減であります。これは、令和3年度のふるさと市町村圏事業実施後の執行残等7万8,000円の積立と一般会計への繰入金として取り崩した142万3,000円を相殺したものであります。決算年度末の現在高は、10億2,646万6,000円となりました。

以上で財産に関する調書の説明を終わります。なお、4ページ以降の主要施策の成果説明書及び参考資料につきましては、決算書の事項別明細書で執行状況等をご説明申し上げます。

続きまして、決算書の内容についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、決算関係議案書をご用意をお願いいたします。5ページ、6ページをお願いいたします。最初に、令和4年度一般会計歳入決算事項別明細書についてご説明いたします。歳入の説明は、備考欄に記載された項目のうち、主なものにつきましてご説明をいたします。1款分担金及び負担金1項負担金、収入済額の欄27億6,923万3,000円は、分賦割合により納付いただきました市町村負担金であります。

2款使用料及び手数料については、7ページ、8ページをお願いいたします。2項手数料2目1節清掃手数料収入済額の欄1億7,748万6,900円は、事業系一般廃棄物及び清掃センターへ直接搬入された家庭系一般廃棄物に対する手数料であります。収入未済額7,200円は、令和5年3月分の手数料1件の支払いの催告をしておりましたが、出納閉鎖直前に銀行振込により支払われたため、事務処理が間に合わなかったため収入未済となったもので、令和5年6月2日付で収入済みとなっております。

3目1節消防手数料、備考欄1行目の危険物製造所等許認可手数料351万8,650円は、消防法に基づく危険物の規制に係る設置、変更等の許認可事務手数料となっております。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目1節消防費補助金、備考欄、緊急消防援助隊設備整備費補助金1,415万1,000円は、消防署東分署に配備した災害対応特殊救急自動車に対し交付されたものであります。

4款県支出金1項委託金1目1節消防費交付金、備考欄、事務処理特例交付金58万円は、群馬県知事より権限移譲された事務処理に対し交付されたものであります。

5款財産収入につきましては、9ページ、10ページをお願いいたします。2項財産売却収入1目1節備考欄、物品売却収入21万2,130円は、高規格救急自動車を売却したものであります。

9款諸収入2項2目雑入につきましては、11ページ、12ページをお願いいたします。備考欄4行目の有価物売却収入4,515万9,456円は、清掃センターの粗大ごみ処理施設で資源回収したアルミ及びスチール等の売却収入であります。6行目の再商品化委託返戻金1,632万9,621円は、日本容器包装リサイクル協会から再商品化委託料の一部が還元されたものであります。7行目の高速自動車道救急業務支弁金216万

7,470円は、高速自動車道における救急業務に対して、東日本高速道路株式会社から支弁されたものであります。下から3行目の消防救急デジタル無線共同整備事業負担金返還金165万2,292円は、消防救急デジタル無線入札談合に係る裁判における和解金が高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会に支払われ、国庫補助金返還及び弁護士報酬費を差し引いた負担金が返還されたものであります。

10款組合債1項2目1節消防債、備考欄1行目の救急自動車整備事業債1,830万円は、消防署東分署に配備した災害対応特殊救急自動車に係るものであります。2行目の消防庁舎建設等事業債1億9,270万円は、消防署東分署の建設工事及び消防署西分署の実施設計業務委託に係るものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。13ページ、14ページをお願いいたします。歳出の説明におきましては、備考欄の二重丸の後に表示してあります事業名で、主な事業の執行内容についてご説明申し上げます。なお、各節の不用額につきましては、おおむね200万円以上のものにつきましてご説明を申し上げます。

1款議会費であります。執行率は86.9%でありました。

2款総務費の執行率は96.2%でありました。1項総務管理費1目一般管理費は、広域組合の事務局運営費のほか、広域組合の総括的な事務管理に係るものであります。

ここで各款にわたる人件費につきまして一括でご説明させていただきます。再任用職員を含む組合職員185人に対する給料、手当及び共済費等人件費の合計は、予算現額14億5,480万円に対し14億2,518万5,106円となり、執行率は98.0%でありました。主な不用額は、5款消防費における時間外手当等の執行残によるものであります。備考欄最下行、一般経費は会計年度任用職員報酬、事務管理に係る消耗品費、物品借上料等によるものであります。

15ページ、16ページをお願いいたします。備考欄5行目、人事給与システム事業は、給与支払い事務を正確かつ効率的に行うため、電算処理するシステムの物品借上料等でございます。備考欄下から2行目、派遣職員給与費は渋川市、吉岡町からの派遣職員3人分に係る給与費等の負担金であります。備考欄最下行、財務会計システム事業は、財務会計用サーバー等ハードウェアを更新したもの及びシステム利用料であります。

17ページ、18ページをお願いいたします。備考欄1行目、庁舎管理事業は組合庁舎の施設維持管理を行うもので、水道光熱費のほか、借地料等となっております。備考欄2行目、情報機器等整備事業は主に事務局及び消防本部のネットワークサーバーのリース及び保守管理に係る経費であります。

19ページ、20ページをお願いいたします。2項1目活動事業費の備考欄1行目、広報事業は組合広報紙「広域だより」を発行して、圏域住民の全世帯に配布をいたしました。2行目、防火活動推進事業は、防火を呼びかける火災予防運動ポスターを作成し、掲示をしたほか、圏域の小中学生を対象とした防火ポスター募集に係る参加賞等の購入を行ったものであります。

3款衛生費の執行率は90.9%でありました。1項1目保健衛生費は、救急医療対策に係るもので、圏域住民の常時診療体制の確保に努めております。備考欄1行目、在宅当番医制事業、2行目、歯科在宅当番医制事業、最下行、病院群輪番制病院事業の3事業につきましては、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会及び関係病院にそれぞれ補助金を交付し、救急医療体制の充実を図りました。

2目は夜間急患診療所費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄4行目、委託料205万6,741円は、診療業務委託料等の執行残であります。備考欄、夜間急患診療所管理事業は、年間を通して夜間の内科、外科及び小児科の初期診療を実施することにより、圏域住民の医療サービスの提供を図るため、渋川地区医師会に診療業務を委託したものが主なものでございます。

最下行3目は、火葬場・斎場費であります。備考欄、しらゆり聖苑管理事業は、21ページ、22ページをお願いいたします。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄2行目、委託料314万円は、周辺緑地帯整地業務委託の執行残であります。不用額欄4行目、工事請負費450万6,100円は、中庭壁面防水工事の執行残であります。

2項清掃費1目ごみ処理施設費は、清掃センター及び最終処分場におけるごみ処理に係る経費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄8行目、需用費4,829万7,165円は電気料、燃料費及び修繕料等の執行残であります。不用額欄10行目、委託料795万6,211円は、焼却施設維持管理事業における焼却灰等運搬業務委託料、最終処分場維持管理事業における搬入道路除雪委託料及びリサイクルセンター施設維持管理事業における廃プラスチック倉庫構造設計業務委託料の執行残であります。不用額欄12行目、工事請負費772万8,200円は、各施設のクレーンの補修工事及び粗大施設維持管理事業における施設の補修工事等の執行残であります。備考欄最下行、清掃センター管理事業は清掃センターの運転管理業務委託、不燃ごみクレーンの補修工事等を実施したものであります。

23ページ、24ページをお願いいたします。備考欄1行目、焼却施設維持管理事業は、公害防止用の薬品を購入したもの及び計画的な補修工事等を実施したものであります。備考欄2行目、粗大施設維持管理事業は回転式破砕機内の部品などの購入及び計画的な補修工事等を実施したものであります。備考欄3行目、埋立施設維持管理事業は、小野上処分場水処理に係る薬品等の購入及び小野上処分場水処理施設補修工事等を実施したものであります。備考欄4行目、最終処分場維持管理事業はエコ小野上処分場の運転管理業務及び水処理施設の保守点検業務の委託等を実施したものであります。備考欄5行目、リサイクルセンター施設維持管理事業は、ガラス瓶の再商品化業務及びリサイクルセンターの保守点検業務の委託を実施したものであります。

2目ごみ処理施設周辺整備事業費、備考欄、ごみ処理施設周辺整備事業は、清掃センターの地元である五輪平協議会へ300万円を、またエコ小野上最終処分場関連で、渋川市に500万円を交付したものであります。

3目し尿処理施設費は、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄最下行、需用費1,110万1,047円は、電気料、薬品費及び修繕料等の執行残であります。

25ページ、26ページをお願いいたします。不用額欄4行目、工事請負費252万1,040円は、酸素製造装置等補修工事及び前処理設備補修工事などの執行残であります。備考欄2行目、環境クリーンセンター管理事業は薬品の購入、補修工事、運転管理業務の委託等を実施したものであります。

4目一般廃棄物処理施設整備推進事業費、備考欄、一般廃棄物処理施設整備推進事業は、一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定業務委託を実施したものであります。

4款労働費の執行率は81.0%でありました。1項労働諸費1目職業訓練センター費は、職業訓練センタ

一に係る経費であります。備考欄1行目、職業訓練校運営事業等助成事業は、渋川地区高等職業訓練校として使用している渋川地区職業訓練協会へ補助金を交付し、技能者の育成に対し助成をしたものであります。

以上で歳出の1款から4款までの説明を終わります。引き続き5款消防費につきましては、消防長からご説明をいたします。

議長（安カ川信之議員） 南消防長。

（消防長南 安彦登壇）

消防長（南 安彦） それでは、5款消防費についてご説明申し上げます。

決算書27ページ、28ページをお願いいたします。消防費の執行率は95.6%であります。1項消防費1目常備消防費は、消防救急体制の維持、強化及び災害対応に係る経費でございます。令和4年度の火災発生件数は50件で、前年度に比べ14件増加しました。内訳は、建物火災21件、車両火災5件、林野火災7件、その他の火災が17件でした。救急出動件数は6,076件で、前年度に比べ841件の増加となります。内訳は、急病が最も多く3,988件で、一般負傷861件、転移搬送614件、交通事故335件などとなっております。搬送人員につきましては5,261人でした。救助出動件数は91件で、前年度に比べ1件減少となっております。主なものは、その他の事故によるものが34件、交通事故によるものが27件でした。

初めに、主な不用額のご説明を申し上げます。不用額欄7行目、10節需用費279万9,183円は、燃料費、電気料、救急用消耗品費及び医療材料費等の執行残によるものが主なものであります。続きまして、右側備考欄に二重丸で記載された項目のうち主なものについてご説明いたします。備考欄2行目、一般経費ですが、物品借上料は寝具のリース料及び複合機の借上料であります。備考欄3行目、応急手当啓発事業はAED及び訓練用人形等を用いた応急手当普及講習会等を開催し、救命率の向上を図りました。85回の講習会を開催し、2,449名が受講しております。備考欄4行目の職員研修事業は、県消防学校に21名、消防大学校に1名、その他の研修に9名の職員を派遣し、知識や技能の向上に努めるとともに、必要な資格取得に係る負担金であります。備考欄5行目の救急救命士養成事業は、救急救命東京研修所及び救急救命九州研修所へそれぞれ1名を派遣し、新規救命士、指導救命士を養成しました。また、ICLS資格取得に1名、気管挿管や薬剤投与等の病院実習に3名派遣し、救急体制の強化を図りました。令和4年度末で救急救命士は42名でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。備考欄1行目の職員健康管理事業は、B型肝炎等各種感染症の抗体検査、予防接種及び特定業務従事者健康診断等を行いました。備考欄の2行目の消防庁舎管理事業は、施設の冷暖房設備、電気設備、浄化槽等の保守点検業務委託等を行い、施設を適切に維持管理いたしました。備考欄3行目、車両維持管理事業は、消防自動車、救急自動車など33台に係るタイヤ交換、修繕、車検及び定期点検等を行いました。備考欄4行目、業務用備品管理事業は消防用資機材、救急用資機材等の修繕及び救助用ロープ、油吸着剤及び配置計画に基づく消防用ホース、化学防護服及びAEDを購入いたしました。備考欄5行目、職員被服貸与事業は新採用職員5名を含む職員の制服及びセパレート型防火服等を購入し、貸与いたしました。備考欄6行目、救急事業は感染防止用品、薬剤投与薬品、用具、三角巾及び酸素ガス等を購入いたしました。また、北関東循環器病院、渋川医療センターからの応急手当の指示及び救急資機材の点検に係る経費でございます。備考欄8行目、消防共同指令センター運営事業負担

金は、消防救急無線のデジタル化に伴う高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合の消防指令事務協議会の負担金であります。

31ページ、32ページをお願いいたします。2目消防施設費は、消防施設の建設及び車両更新に係る経費でございます。初めに、主な不用額のご説明を申し上げます。不用額欄4行目、12節委託料968万5,000円は、西分署建設工事実施設計業務委託に係る契約差金及び東分署建設工事監理業務委託に係る契約差金であります。不用額欄5行目、14節工事請負費3,779万4,400円は、東分署建設工事及び旧南分署解体工事に係る契約差金であります。備考欄1行目、消防自動車等購入事業は、東分署に配置している高規格救急自動車を更新いたしました。備考欄2行目、消防庁舎建設等事業は、西分署建設工事実施設計、東分署建設工事の令和4年度分及び旧南分署解体工事を行いました。

以上で5款消費費のご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（安カ川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 続きまして、6款からご説明いたします。

6款教育費の執行率は75.0%でありました。1項保健体育費1目体育施設費は、環境クリーンセンター建設時に地元対策施設として建設した広域圏運動場の維持管理を実施したものであります。備考欄の運動場管理事業は、運動場の除草や樹木剪定に係る維持管理経費が主なものであります。

7款公債費の執行率は、99.9%でありました。1項公債費1目元金、備考欄、元金償還金は、過去に借り入れた組合債に係る償還金であります。なお、令和4年度末の組合債現在高は19億1,141万4,300円となりました。

以上で議案第20号の説明を終わります。ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安カ川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第20号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり認定することに決しました。

**日程第6 議案第21号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正
予算（第2号）**

議長（安力川信之議員） 日程第6、議案第21号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第21号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では前年度繰越金と特定財源の増減等による市町村負担金の財源調整であります。歳出では、人事院勧告等を踏まえた各款の人件費を整理する予算、ごみ処理施設及びし尿処理施設における燃料費や電気料の減に伴い、事業費を減額する予算が主なものであります。また、債務負担行為の追加及び地方債の変更など、予算補正の必要が生じたので、ご提案申し上げます。

内容等につきましては、事務局長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいまご上程いただきました議案第21号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,545万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,835万7,000円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によりたいと思います。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によりたいと思います。

恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為の追加は、清掃センター運転管理業務委託と清掃センターエコ小野上処分場等運転管理業務委託であります。両施設の運転管理業務は、特殊性が高いことや施設の老朽化が進んでいることもあり、安全で安定した運転には技術の蓄積及び知識が必要と考えます。このことから業務の適切な運転管理を重視し、5年程度の委託期間が必要と考え、債務負担行為をお願いするものであります。なお、エコ小野上処分場の運転管理業務委託は、3年間の委託契約でありましたが、小野上処分場及び榛東処分場を含めた3か所を一括にて管理委託し、委託期間を5年間に変更しております。

5 ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は限度額の変更であります。起債の目的欄1行目、消防自動車整備事業、2行目、救急自動車整備事業は、国庫補助金の事業費の確定及び入札差金の不用額を減額したため、起債対象事業費が減額になったことによるもので、消防自動車整備事業が限度額6,230万円から1,530万円を減額し4,700万円に、救急自動車整備事業が限度額3,270万円から1,520万円を減額し、1,750万円とするものであります。これによる補正後の限度額の総額は、7億1,460万円となります。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。2の歳入につきましてご説明申し上げます。なお、これからの説明は、款項目につきましては左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんいただきたいと思っております。1款分担金及び負担金1項負担金は、市町村負担金で1億9,798万円を減額するものであります。主な減額の理由は、清掃センター、エコ小野上処分場、環境クリーンセンターに係る電気料の減額によるものであります。補正予算後の市町村ごとの負担金の内訳でございますが、21ページをお願いいたします。最下段、総合計で説明をさせていただきます。渋川市補正後額18億5,577万8,000円で、当初予算対比1億3,116万1,000円の減額となります。吉岡町補正後額5億5,169万円で、当初予算対比3,642万2,000円の減額となります。榛東村補正後額4億1,017万3,000円で、当初予算対比2,989万1,000円の減額となります。各区分ごとの説明につきましては、恐れ入りますが、省略をさせていただきます。

お手数ですが、8 ページ、9 ページにお戻りをお願いいたします。3款国庫支出金1項1目1節消防費補助金の説明欄、緊急消防援助隊設備整備費補助金は、2,906万7,000円の増額であります。これは、災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自動車に係るもので、国の補助金の内示を受けたことによるものであります。

8款繰越金1項1目1節の説明欄、繰越金は6,553万9,000円の増額であります。これは、前年度の決算剰余金が確定したため、約2分の1に当たる額を歳入として受入れするものであります。

9款諸収入2項2目1節雑入の説明欄、有価物売払収入は214万5,000円の減額であります。これは、アルミニウムの売払い単価及び搬出量の減によるものであります。説明欄2行目、高速自動車道救急業務弁金は、164万4,000円の増額であります。これは、算定基礎数値となる人口計数が増となったためであります。説明欄3行目、職員給与費負担金は892万3,000円の増額であります。これは、群馬県消防学校へ職員1人を派遣したことによる負担金であります。

10款組合債につきましては、5ページの地方債補正において説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。初めに、各款にわたり人件費の補正をお願いしておりますが、ここで一括して説明させていただきます。人件費につきましては、令和5年度の職員人事異動、市町村共済組合負担金率の改定及び令和5年人事院勧告に係る改定に伴う補正であります。人件費総額で3,079万7,000円の減額補正となります。内訳といたしまして、改定に伴う所要額は2,523万1,000円の増で、人事異動に伴う給料、職員手当は5,060万2,000円の減、共済費は542万6,000円の減となります。

それでは、人件費以外についてご説明申し上げます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の説明欄2行目、派遣職員給与費、こちらは482万7,000円の減額であります。これは、派遣職員が1名減員となったためであります。

3 款衛生費は、14ページ、15ページをお願いいたします。1 項保健衛生費 2 目夜間急患診療所費の説明欄、夜間急患診療所管理事業は50万5,000円の増額であります。これは、令和4年度診療業務委託料に決算不足額が生じたためであります。

2 項清掃費 1 目ごみ処理施設費の説明欄 2 行目、清掃センター管理事業は6,452万9,000円の減額であります。これは、燃料使用量の減及び電気料における燃料調整費等が当初の試算より下落したためであります。

3 目し尿処理施設費の説明欄 2 行目、環境クリーンセンター管理事業は2,102万9,000円の減額であります。こちらでも電気料における燃料調整費等が当初の試算より下落したためであります。

5 款 1 項消防費は、16ページ、17ページをお願いいたします。2 目消防施設費の説明欄、消防自動車等購入事業は526万2,000円の減額であります。これは、災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自動車の入札による不用額を減額するものであります。

なお、18ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第21号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（安カ川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第21号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

休 憩

午前11時36分

議長（安カ川信之議員） 休憩いたします。

会議は午後1時から再開いたします。

再 開

午後1時

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7 一般質問

議長（安力川信之議員） 日程第7、一般質問を行います。

申合せ事項により質問の時間は答弁を含めて1時間以内といたします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇をお願いいたします。2回目以降は自席でお願いをいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

1 最終処分場基本構想について。2 最終処分場基本構想の課題について。3 最終処分場基本構想の概算事業費について。4 エコ小野上処分場の埋め立て期間終了後の廃止に関する課題について。

8番、廣嶋隆議員。

（8番廣嶋 隆議員登壇）

8番（廣嶋 隆議員） 通告に基づいて一般質問を行います。

1点目は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が保有する一般廃棄物最終処分場である渋川地区広域清掃センター小野上処分場は、令和11年度中に埋立期間が満了となります。このような中で、概要をまとめた基本構想が策定されました最終処分場の基本構想について、お伺いするものであります。

①としまして、基本構想におけるごみ処理施設の計画諸元の中で、年間埋立処分量について、令和2年度実績値より年間4,620トンとありますが、広域組合ホームページの資料データでは、搬入量と覆土合わせて6,013トンになっております。数値の違いについてお伺いいたします。

2番目といたしまして、最終処分場基本構想の課題についてであります。

3番目といたしまして、最終処分場基本構想の概算事業費についてであります。

4番目といたしまして、エコ小野上処分場の埋め立て期間終了後の廃止に関する課題についてであります。

以降細部につきましては、自席に戻り質問をいたします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま議員からありましたご指摘の数値についてお答えをいたします。

議員のおっしゃいました最終処分場への埋立量の令和2年度実績値年間4,620トンについて、事務局で確認をいたしましたところ、広域組合のホームページに掲載しておりました基本構想概要版の数値に誤りがあったものでございました。こちらの数値につきましては、本来可燃ごみを焼却した際に出た灰の量

4,210トンと粗大ごみ処理施設による粗大ごみを破碎分別した結果発生する粗大ごみ残渣量のうち、不燃物である残渣量1,293トンを加えた5,503トンとしなければならないところ、粗大ごみ残渣量のうち可燃物である残渣量410トンを加えてしまいました。そのため数値が4,620トンになっていたものでございます。また、組合ホームページの資料データの数値につきましても、埋立地の搬入量に誤りが見つかりました。本来5,502.66トンとなるところ、5,520.66トンと入力をされており、結果として覆土の量が492.8トンと合わせた6,013.46トンとなっていたものとなっております。正しくは5,995.46トンとなります。こうした数値に誤りがありましたことについては、大変申し訳なくお詫びを申し上げます。今後このようなミスがないよう、職員に周知徹底しておるところでございます。なお、ホームページに掲載していた基本構想の概要版、また資料データの数値につきましては、10月11日付で急ぎ訂正をさせていただきました。

2番、3番、4番のご質問につきまして、簡単にご答弁を差し上げたほうがよろしいでしょうか。

8番（廣嶋 隆議員） 後ほど質問いたします。

議長（安力川信之議員） 1問目は一括質問になるので、答えないと1問しか言えなくなりますけれども、それでもよかったら、基本構想しか言えなくなりますけれども、だから局長がちゃんと2、3、4も概略を言っていかないと。

8番（廣嶋 隆議員） 答えてください。

事務局長（島田志野） 承知いたしました。それでは、最終処分場の基本構想の課題についてでよろしかったかと思っております。エコ小野上処分場は無放流式のクローズド型の最終処分場となっており、施設の特性上は施設内で浸出水の循環利用を続けていくことによりまして、焼却灰由来の塩化物が濃縮してまいりますので、水処理施設及び散水設備を保護するために、脱塩処理を行っております。そのため塩化物を取り除く過程において、この精製塩が発生するというような状況になっております。

また、概算事業費についてということでございます。こちらの概算事業費につきましては、一般的に最終処分場の建設に伴う業務といたしまして、測量、地質調査業務、それから生活環境の影響調査業務、そして施設の整備基本計画策定業務、基本設計業務、実施設計業務等がございます。その他につきましては、今回吉岡町から報告された候補地、こちらにつきましては、県道水沢足門線から町道1149号線を約700メートル東進した場所になりますので、この町道整備に係る測量設計業務、また道路改良工事費、そして水道管の敷設工事費が追加されるということで、こちらで考えておるところでございます。

また、エコ小野上処分場埋立期間終了後の廃止に関するということでございますが、こちらのエコ小野上処分場につきましては、埋立終了時期というのが廃棄物最終処分場の性能に関する指針に基づき、渋川市と当組合の覚書で15年間ということになっております。そのため令和11年12月までということと考えております。また、現状では埋立量がおおむね予定どおりとはなっておりますが、埋立量の推移によっては、終了期日の前に埋立容量7万立米に達するというのも考えられるかなというところで事務局のほうでは見ておるところでございます。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） ①にしまして、先ほどの答弁では過ちがあったと。そうしますと、一般廃棄物基本計画概要版令和4年3月に発行したこの数値は、各年度みんな間違っているということになるのでしょうか

か。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） これまでの数値で計算されておるところでございますが、こちらで誤りに気がつきましたので、今全て計算をし直しております。これから修正したものを改めてお示しをしたいと考えておるところです。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） そうしますと、概要版令和4年3月の8ページの7、最終処分量については、当初計画では4,620という数字の内訳が焼却残渣が4,210、不燃残渣が410、この不燃残渣が1,293だったと。そうしますと、ここにこういう文言があるのです。最終処分量は、平成23年度5,978トンに対し、令和2年度4,620トンになっており、22.7%減少していますと、こういう報告があるのです。これが根底から覆るということですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 先ほどご指摘のありました概要版の8ページにあります最終処分量につきましては、数字が変わってまいります。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） そうしますと、この一般廃棄物処理基本計画概要版のこの報告は何なのですか。こんなことで通るのですか、これが。今度最終処分場ができるのは吉岡町なのです。こういうデータそのものが信頼できないということは、今回発表した最終処分場基本構想の改訂版についても、これ計算上は施設規模が6万トンに対して、ほぼ計算どおりの量が埋められるというふうになっておるのですが、そのもとの基礎データが違うということになると、今後これをどういうふうにとらえたらよろしいのか、お願いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいまのご質問ですが、基本構想の段階では実績値を用いて計算をしておりますので、その段階の時点のものは数値は間違っておりません。ただ、ちょっと将来推計が若干変わってくる可能性があるというところで、今現在急ぎ訂正をしております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） そうしますと、私の手元の資料ですと、これは最終処分場の変更は、平成28年から29、30、31、令和元年、令和2年と、これ全てデータが変わるということによろしいのですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） そちらの数値については変わってくるということでございます。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） ちゃんと発表しながら、全ての年度、平成28年度以降令和2年まで数字が変わると

いうことで、なおかつこれ公に発表している数字です。ここはどのような責任を感じているのか、ちょっと説明してください。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま議員ご指摘のとおり、公表しておる数字、そして大変重要な問題のあるものだというふうに事務局でも認識をしております。そちらの数字の確認が不十分であったということに対しては、非常に責任を感じております。ですが、できるだけ早くこちらのほうを修正いたしまして、正しい数字でまた皆様のほうにしっかりお示しをしてみたいと考えております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 次に、最終処分場のこの改定された基本構想の覆土量についてなのですが、計算式がいろいろ載っております。覆土量の計算の中で、埋立廃棄物容量割る2.5掛ける0.5、この割る2.5というのは、どういう数字ですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、この中では埋立る一般廃棄物の1層の厚さがおおむね3メートル以下となっております。また、かつ1層ごとにその表面を土砂でおおむね50センチメートル覆うこととされております。この基本構想の中では、2.5メートルの焼却灰を埋立まして、その上に50センチメートルの覆土をすることを想定して計算をしていることから、2.5メートルの数値ということで使用をしておるところです。なお、この本構想につきましては、令和2年度の数値を用いて、概算の容量を試算したものでございますが、令和6年度に策定いたします施設の整備基本計画では、改めて最新の実績値、予測値を用いて詳細な容量を求めていきたいと考えております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） そうしますと、通常大体今小野上では3メートルで埋立ていると思うのですが、最初に保護土を埋めるわけですか。この保護土は、何メートル保護土を埋めるのですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 保護土につきましては、50センチメートルでございます。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 通常だと、保護土は1メートル埋めるのではないのでしょうか、お答えください。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） エコ小野上処分場につきましては、50センチメートルではなく1メートルの保護土があります。ただ、先ほど申し上げたその上の50センチメートルの部分というのが放射能の関係で、エコ小野上処分場については、50センチメートルさらに盛らなければいけないというようなことでございました。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） では、次期処分場については50センチメートルで、1メートルではないということでしょうか。

議長（安カ川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 次期処分場につきましては、50センチメートルということでございます。

議長（安カ川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 小野上が1メートルで、次期処分場が50センチメートル、これ何で50センチメートルなのか、根拠をお示してください。

議長（安カ川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 50センチということにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条の中で、埋立る一般廃棄物1層の厚さおおむね3メートル以下とし、かつ1層ごとに表面を土砂でおおむね50センチメートル覆うということでございますので、50センチメートルという数字はそこからでございます。

議長（安カ川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 今のお話は、覆土についての50センチメートルなのです。そうではなく、初めに入る保護土についての深さなのです。それはちゃんと規定があるのですか。

（「議長、すみません。休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

休 憩

午後1時21分

議長（安カ川信之議員） 暫時休憩いたします。

再 開

午後1時30分

議長（安カ川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。

事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 先ほどの保護層の根拠ということございました。そちらにつきまして、保護層は最初に敷きます遮水シート、この遮水シートを保護するために50センチメートルということでご敷いてありますが、根拠については申し訳ありません。ただいま確認をしておりますので、法律上で決められている

ものというふうに確認はしておりますが、どちらの法律というのを現在確認をしております。分かりました時点で改めてご答弁申し上げますので、大変申し訳ございません。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 何で小野上が1メートルで、吉岡町は50センチメートルなのですか。その理由を細かく説明してください。法律とか、そういうこと以前にどうして50なのか、その説明を求めます。

議長（安力川信之議員） 外丸事業課長。

（事業課長外丸正一登壇）

事業課長（外丸正一） 議員よりエコ小野上処分場のほうが1メートルで、何で吉岡町が50センチということのご質問でありますけれども、エコ小野上処分場の場合は保護層の上に50センチメートル、その今基準なのですけれども、それを今調べているのですけれども、50センチメートル砂をかぶせて、下の遮水シートを保護するという目的でそれをかぶせます。エコ小野上処分場のときは、あのときはたまたま東日本の原子力発電所の関係で、放射能が焼却灰のほうにかなりの放射能があって、それが落ちていてから持っているのですけれども、保護層の上にさらに1メートル土をかぶせることによって、浸出水を水処理する関係に当たって、その保護層を設けて放射能の影響をなるべく少なくしようという目的があって50センチメートル余分に敷いたものだと考えられます。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 次の質問に行きます。

②といたしまして、エコ小野上処分場と比較しますと、埋立容量が1万立方メートル減となっています。この要因についてお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） エコ小野上処分場と比較して、埋立容量が1万立方メートル減となっている要因ということでございますが、組合では令和2年度に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画により、平成23年度から令和2年度までの過去10年間の実績により、将来予測を出しておるところです。この要因を求めするために、平成23年度から令和2年度にかけて、人口や家庭系のごみ、事業系のごみ、1人が1日に排出するごみの量を示すごみ排出量原単位について推移を調べました。そちらについてご報告をさせていただきます。

まず、広域圏全体の人口は、平成23年度が11万7,080人でありました。それに対しまして、令和2年度では11万2,456人となり、4,624人、3.95%減となっております。

次に、家庭系のごみ、事業系のごみを合わせましたごみ排出量は、平成23年度に4万4,981トンに対しまして、令和2年度4万1,409トン、3,572トン、7.94%減となっております。内訳といたしましては、家庭系のごみは平成23年度3万2,271トンに対しまして、令和2年度は3万308トンで、1,963トン、6.08%の減、また事業系のごみにつきましては、平成23年度1万2,710トンに対しまして、令和2年度が1万1,101トンで、1,609トン、12.66%の減となっております。ごみ減量分の割合は、家庭系のごみが54.96%、事業系のごみが45.04%の割合になっておるところです。

また、家庭系のごみと事業系のごみを合わせた量につきまして、人口と年間の日数から計算をいたしま

したこのごみ排出量原単位ということでございますが、平成23年度の1,052.6グラムに対しまして、令和2年度が1,008.8グラムとなります。43.8グラム、4.16%の減となっております。さらに、家庭系のごみに焦点を当てましたごみ排出量原単位ということで見えていきますと、平成23年度736.9グラムに対し、令和2年度は720.7グラムとなります。16.2グラム、2.20%の減となっております。

以上、ここ10年間のごみ減量に係る減少割合から要因を考えますと、僅かではございますが、家庭系のごみの減量化が進んでいるということも推測できます。ですが、主な要因としましては、人口の減少ですとか、事業所からの排出量の減少が大きく関わっているのではないかと考えておるところでございます。

議長（安カ川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 次の質問としまして、エコ小野上処分場の敷地面積は2万2,080平方メートルです。

しかし、次期の最終処分場については、プランの中には敷地面積が載っておりません。次期の敷地面積について伺います。

議長（安カ川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 次期最終処分場の敷地面積につきましては、吉岡町に対しましてエコ小野上処分場の敷地面積2万2,080平方メートルに覆土置場また防災調整池などを設置することを考慮した面積ということで、余裕を持ち約4ヘクタールの候補地の提供をお願いしていたところでございます。このたび令和5年2月に候補地の報告を吉岡町から受けております。組合では、報告を受けた土地に対しまして、令和6年度、次年度に測量また地質調査を実施しまして、あわせて施設整備基本計画を策定することとしております。この中で、必要とされる敷地面積については、計画の中でしっかり決定をしていくことになっております。現時点ではっきりとした面積ちょっとお答えができないで申し訳ございませんが、住民の皆様への負担とならないように、過不足ない敷地面積にしたいということで考えておるところでございます。

議長（安カ川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 次、地元からの質問事項として、搬入量がトン単位なのです。しかし、埋立量になると立方メートル単位になっているわけです。地元は年配の方が多いわけで、どれだけ1トン車が来たらば処分場が何センチメートル埋まるのかと、トンと立方メートルの単位のことがよく分からないという質問があったのです。それについて分かりやすくちょっとお答えいただけたらと思います。

議長（安カ川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 搬入量の単位トンということと埋立量の単位が立方メートルということで、非常に分かりづらいというようなご質問でございます。この重量を示すトンと容積を示す立方メートルの違いということで、少しご説明をさせていただきます。

最終処分場へ焼却灰等を搬入する際は、計量器により重量を測定してから埋立を行っておりますが、焼却灰等は焼却灰、また飛灰、ガラス、陶器などの不燃物残渣、こういったもので構成されておまして、その時々により構成の比率が異なることから、埋立る容量に違いが生じてまいります。こういったこともございますので、本組合では年に1度最終処分場の埋立状況を把握するために、測量調査を実施し、エコ小野上処分場の埋立容量7万立方メートルに対しまして、どの程度埋立たのかということ容量で計算を

しております。参考といたしまして、このクローズド型最終処分場でありますエコ小野上処分場では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、焼却灰等を3メートル埋立、水平に敷きならして、その上に先ほどの質問のときにも申しました50センチの覆土、これを行うサンドイッチ方式をとっておりますので、この3メートルの焼却灰等につきまして、何トン、何立方メートル埋立しているのかということを経験計算してみました。これにつきましては、エコ小野上処分場の埋立地は、逆台形状となっております。そのため最下段が狭くなり、最上段についてはだんだん広がっていくということがございますので、少し分かりやすいように中段部分の面積、こちらを用いて求めさせていただいております。中段部分の面積が約5,500平方メートルでございます。そこに埋立の高さ3メートルということで乗じていきますと、1万6,500立方メートル埋立られることとなります。また、重量につきましては、組合では焼却灰等の比重について測定しておりませんので、廃棄物最終処分場の計画・設計・管理要領、こちらによりまして焼却残渣の比重1立方メートル当たり1.68トンを用いて計算をいたしますと、約2万7,720トンが埋立られているということになるかと思っております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 続いて、2番目といたしまして、最終処分場基本構想の課題についてであります。

ごみ埋立処分場の逼迫は、大量生産、大量消費によって多くの廃棄物が埋立処分場に送られた結果、国内の最終処分場の残余年数はわずか20.5年しか残っていないと環境省は予測しています。

①としまして、最終処分場基本構想の中で課題となっております脱塩処理で発生する精製塩の貯留状況についてお伺いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） エコ小野上処分場につきましては、無放流式のクローズド型最終処分場となっており、施設の特性上施設内で浸出水の循環利用を続けていくことにより、焼却灰由来の塩化物が濃縮してまいります。そのため水処理施設及び散水設備を保護するために、この脱塩処理ということを行っております。塩化物を取り除く過程において、先ほど議員おっしゃったとおり、精製塩が発生するものでございます。エコ小野上処分場で発生しました精製塩は、当初は融雪剤である塩化カルシウムに加工して利活用しようと考えておりましたが、成分が適していないというふうなこともあり、引取りが断られるという経緯等もございます。また、処分に関しましても、一般廃棄物の最終処分場から発生する精製塩は、一般廃棄物に該当するというふうにされております。そうしたことで、処分に一般廃棄物処理業の許可を持つ事業者へ委託しなければなりませんので、その業者が少ないことや処分費が高額となることから、今現在は施設の中でフレキシブルコンテナバッグというような大きな土のう袋のようなものではないでしょうか、そちらに入れて一時保管をしておるところでございます。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 次、2番目としまして、月平均約5トンの精製塩が発生しております。現在の貯留スペースで対応は十分なのか、お伺いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） この精製塩につきましては、エコ小野上処分場の埋立施設内に現在一時保管をしておるところですが、近年は広域圏内の小中学校や幼稚園、こうしたところで除草剤ですとか、グラウンドの締め固め剤として利活用されていることもありますし、また処分場の運転管理を行っている業者の申出によりまして、売払い契約を締結することができたことから、最も多く保管していた時期に比べ減少傾向にはなっておるところでございます。しかしながら、本年10月12日にこの買取り業者のほうからエンドユーザーが精製塩は凝固しやすく使用に適していないというような、そういった話があったとのことで、11月以降買取りは控えたいという申出もございました。こうしたことで、今後は保管量が増えていくことが想定はされております。今回の申出を受けまして、この買取り業者につきましても、別の販路を模索していただいております。その中では、好感触をいただいている取引先などもあるというふうに聞いておりますが、広域組合といたしましては、直ちに処分委託先を探すのではなくて、当面は少し様子を見ていかなければならないかと考えておるところです。今後の課題というところもございますので、そうした中で精製塩は継続的に売れるものではないということも踏まえなければいけませんので、経費をかけて廃棄物として処理委託をするか、売払いができるまではエコ小野上処分場に簡易の精製塩の貯留施設を整備するですとか、もしくは次期の最終処分場に整備を予定しておる精製塩の貯留施設に一時保管させていただく、そうしたことも少し考慮していきたいと考えております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） そうしますと、脱塩処理で発生した精製塩の処理については、具体的な解決策というのはないということよろしいのですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 精製塩の使い道ということの具体的な解決策でございますが、なかなか今現在思い当たるところが難しいというふうには聞いております。ただ、研究をしていらっしゃるような方たちも、大学等もありまして、例えば下水に使うですとか、また次亜塩素酸に替えて、また違う使い方をするですとか、そういった研究を進めていらっしゃるところもあるようです。そうしたところの状況等は、私どものほうでも注視をしてみたいと考えております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 4としまして、今年度の地元説明会の予定についてお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 今年度の地元説明会の予定はというご質問でございますが、組合では今年度事業スケジュールや概算金額を示した循環型社会形成推進地域計画を策定し、国に提出をする予定となっております。この地域計画が承認されましたら、地元に対し説明したいと考えております。国の承認をいただけるのが来年1月以降となりますので、3月には説明会を開催していきたいということで考えております。また、地元説明会とは別になりますが、最終処分場の建設候補地及びその搬入路を測量することから、土地の地権者の方たちを対象とした説明会も行わなければならないと思っております。こちらにつきましては、本年12月に開催できるよう現在調整をさせていただいております。こうした説明会には、建設地となる吉岡町

にもご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 3番目といたしまして、最終処分場基本構想の概算事業費についてであります。

①としまして、エコ小野上処分場の建設費は約32億円でした。吉岡町の次期候補地はやや急峻な傾斜地があること、防災調整池の設置を要する可能性があること、進入路工事にやや事業費がかかることを考慮し、40億円の事業費を見込み、これに物価上昇分を見込むと約54億円になると試算しております。この中には、委託費である測量、調査、計画、設計などは含まれておりません。この委託費について、概算の金額をお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 委託費の概算金額ということでご質問をいただきました。

次期最終処分場の委託費ということでございますが、一般的に最終処分場の建設に伴う業務といたしまして、測量、地質調査業務、生活環境影響調査業務、また施設整備基本計画策定業務、基本設計業務、そして実施設計業務がございます。その他といたしまして、今回吉岡町から報告をされました候補地については、県道水沢足門線から町道1149号線を約700メートル東進した場所となることから、この町道整備に係る測量、設計業務また道路改良工事費、水道管の敷設工事費、こういったものも追加されることとなります。次期最終処分場に係る見込額につきましては、現在まだ設計は行っておりませんが、循環型社会形成推進地域計画、こちらに記載をする予定の額でお答えをさせていただきます。

まず、測量、地質調査業務といたしまして5,000万円、基本計画策定業務といたしまして1,500万円、基本設計業務といたしまして3,000万円、実施設計業務といたしまして5,000万円、生活環境影響調査業務といたしまして2,000万円、そして工事施工監理業務ということで6,600万円、こういったところになりますので、最終処分場本体の整備のための経費といたしましては、こちら合わせて2億3,100万円となります。今挙げました業務につきましては、循環型社会形成推進交付金を活用できるものということで考えております。

続いて、町道整備に係るものについてお答えを申し上げます。こちらにつきましては、交付金の措置はないということで考えておるところです。町道整備に伴う測量、設計業務といたしまして5,000万円、また町道工事、水道管の敷設工事費ということで、こちらが少し大きな額になりますが、2億円ほどを見込んでおるところでございます。このほか不動産鑑定費、また用地の購入費等も加わりますが、基本計画策定時に用地購入面積が決定いたしますので、その際に改めて金額を精査し、ご報告したいと考えております。

議長（安力川信之議員） 事業課長。

（事業課長外丸正一登壇）

事業課長（外丸正一） 先ほど廣嶋議員から質問のありました下の遮水層の上の保護層のことについてお答え申し上げます。

まず、遮水層の上の保護層については、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令というのがございまして、その第1条の技術上の基準の中の1項8号の中に、下の

遮水層の上には砂の保護層を設けなさいよということが記載してあります。その厚みでございませうけれども、環境省からの通達でございませう。一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項というところで、その中で遮水層の砂による保護としまして、50センチメートル以上で保護しなさいということが記載してあります。ちょっと回答が遅れて申し訳ありませんでした。

議長（安カ川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 今の委託費についてなのですが、道路に関する水道等が2億幾らかかると。これを除くと約2億3,000万円が委託費に該当するわけです。そうしますと、エコ小野上処分場のときに委託費の合計が約8,253万円なのです。それに対して2億3,000万円、これほとんど人件費です。何でこれこんなに高くなるのですか。説明をお願いいたします。

議長（安カ川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま議員からエコ小野上処分場のときより高額となる要因は何でしょうかというご質問でございました。

エコ小野上処分場と次期最終処分場の大きな違いといたしましては、エコ小野上処分場の建設地が旧小野上処分場を覆土置場として使えるということ、それから処分場の配置の場所、それから測量の範囲が既に定まっていたということ、それから搬入道路も既にできていた、こういったことから費用が抑えられたものというふうを考えております。次期最終処分場につきましては、吉岡町からおおむねの候補地が示されておりますが、大きな枠の中で測量や地質調査も行わなければなりませんし、その結果を基に施設整備基本計画で適正な配置場所を決定することになりますので、そちらについては調査項目が増えることにより、高額になるということで想定をしております。また、用地購入費、それから焼却灰の搬入路の整備費、こういったことも加わりますので、高額になっていくのかなということでお示しをさせていただいたものでございます。

議長（安カ川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 次期最終処分場の設計に当たって、小野上処分場には屋根に太陽光発電が設置されておられません。これ次期最終場を設計するときは、屋根に太陽光発電の設置を検討するのもしないのか、お答えください。

議長（安カ川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 次期最終処分場につきましては、クローズド型ということで屋根がございませう。そういたしましたところ、県条例の中で2,000平方メートル以上の建物については、太陽光発電等は義務づけになっておりますので、そういったところも併せて設計の中で見込んでいくということで考えております。

議長（安カ川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 4番目といたしまして、エコ小野上処分場の埋め立て期間終了後の廃止に関する課題についてであります。

①としまして、エコ小野上処分場の埋立期間は、令和11年度に終了予定です。閉鎖後の処分場の維持管理について、具体的な処置と内容をお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 令和11年12月の埋立終了後から廃止までの間ということですが、環境省令によりまして、定められている廃止基準に沿って、水処理等の管理を行っていくこととなります。具体的に申しますと、処分場からの浸出水や浸出水処理後の水について、主に水素イオン濃度や汚染物質が含まれていないか判断するため、生物化学的酸素要求量また化学的酸素要求量、浮遊物質等、こういったものについて分析調査を行うということになります。なお、エコ小野上処分場は処理水について無放流式の施設でございますが、分析調査をしております。その際に稼働中の施設でもありますので、浸出水につきましては、基準値を超過しておりますが、この処理水については基準値内で管理をしているというところでございます。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 閉鎖に関して維持管理、これが水処理の管理が必要であると。そうしますと、埋立が終了して閉鎖になります。閉鎖から廃止、この廃止に向けて維持管理を行うわけです。そのときに水処理の管理が重要であると。そうしますと、この維持管理は何年間維持管理をしなければいけないのか、お伺いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） これにつきましては、埋立終了後継続して水処理を行いまして、2年間以上また水質検査の結果が基準値内で安定するということになっておりますので、現段階で何年ですというふうにちょっと申し上げることはできませんが、この数値が安定するところが大切になってまいります。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） そうしますと、廃止の許可というのは、どこがどのように判断して廃止をするのか、伺います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 廃止の許可でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、一般廃棄物の最終処分場について廃止を判断するのは群馬県知事となります。埋立の処分が終了してからの流れとしましては、埋立処分が終了した日から30日以内に群馬県知事に埋立終了した旨を届け出る必要がございます。この後埋立終了届を提出した後は、最終処分場の環境管理また安定化状況管理を行い、先ほど申し上げましたが、2年間以上にわたり環境省令で定める技術上の基準、この廃止の基準に適合していることを示す資料、水質分析調査などにより、集めてまいります。この資料が整いましたら群馬県知事に最終処分場廃止確認申請書を提出し、廃止できると判断されたら、その時点で廃止となってまいります。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） そうしますと、30日以内に届けを出して、知事がこれを判断するというので、今まで吉岡町の地元説明会の中で、このような話は一切出てこないのです。私たち専門知識持っておりません。埋立が終われば閉鎖されて廃止になって、すぐ跡地が利用できるものだと思っているんです。こういう話今まで一度も吉岡町の説明会では出ていないのです。そうしますと、15年たった後何年後に跡地が利用できるのか分からないということです、最低でも2年以上かかるということですから。この辺をしっかりと地元の人に説明をしていただきたいのです。皆さんプロかもしれないけれども、地元住民は専門知識がないのです。今後地元で説明をするときは、分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

次、②といたしまして、廃止が許可された処分場の活用についてなのですが、小野上では廃止後の検討をされているのか、お伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） エコ小野上処分場につきましては、その南側にあります旧小野上処分場の跡地利用を含めて検討しなければならないと考えております。旧小野上処分場及びエコ小野上処分場につきましては、組合と渋川市で締結した覚書により、組合、渋川市が協議して決定するものとなっておりますが、建設時点では跡地利用方法を決定しておりませんでしたので、廃止が見えたところで、その時代に適した跡地利用方法について、こういったものを地元を含めて検討する予定であったと考えております。現在組合では、旧小野上処分場の埋立終了後の維持管理状況が廃止の基準に適合する見込みであるところから、旧小野上処分場の跡地利用、この構想策定業務委託、この準備を進めております。その構想では、旧小野上処分場の跡地利用がエコ小野上処分場の跡地利用に継続して活用できるようなもの、こうしたものにしたと考えております。構想がまとまりましたら、渋川市及び地元を含め、利用方法を協議していきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 限りある資源を大切に作る循環型社会に移行しても、資源に戻せない残渣物や災害発生時に伴い処分せざるを得ない瓦礫類は、大地などに埋立処分をしなければなりません。最終処分場はいずれ埋立が終了する限りある施設です。次期最終処分場建設に際しては、様々な残渣物などを長期にわたり埋立処分するため、周辺的生活環境に影響を与えないように適切に、そして安全に貯留できる施設である必要があります。以上で一般質問を終わります。

議長（安力川信之議員） 以上で8番、廣嶋隆議員の一般質問を終了いたします。

通告の順序により、1 エコ小野上処分場のスラグ碎石撤去。2 SDGsの取り組み。

15番、小池春雄議員。

（15番小池春雄議員登壇）

15番（小池春雄議員） それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、エコ小野上処分場の鉄鋼スラグ碎石の撤去についてであります。この問題につきましては、これまでもただしてききましたが、いまだ進んでいない理由はなぜかということでお聞きしております。鉄鋼スラグ碎石の撤去、令和元年10月18日にエコ小野上処分場建設工事に伴うス

ラグ碎石の調査及び契約手続きに関する調査特別委員会が設置されました。12回にわたりまして調査を重ね、大同特殊鋼株式会社に鉄鋼スラグ撤去の要請をするよう2度にわたり決定をいたしました。この間に管理者から大同特殊鋼株式会社に撤去を求めていくとの発言があり、応じない場合は裁判も辞さないとの確固たる態度で臨むことを管理者に求めて、そして全会一致で決定しまして、目的は達したということで令和3年10月に委員会を終了したという経過がございます。その後何度も大同特殊鋼株式会社に撤去を求めてきたとはいえますけれども、いまだ進んでいないのが現状であります。どうして解決ができないのか、問題解決のこれまでの取組について、まずお伺いをいたします。

2点目でありますけれども、今後の取組であります。この間副管理者も替わり、また議員も入れ替わり、これまでであったことが次第に薄れてきています。大同特殊鋼株式会社はそれを待っているのかもしれませんが。それでは大同特殊鋼株式会社の思うつぼであります。管理者の強い決意がどこかへ消えてしまいます。鉄は熱いうちに打てという言葉がありますように、早い対応が求められていると思います。今度は吉岡町に最終処分場が来る予定ですけれども、万が一何かあった場合、解決されないまま先送りにされるようなことがあったらたまりません。将来のためにも、今ある懸案を正しく処理できてこそ皆さんに信用いただけることとなります。このような問題を放置したままで、吉岡町としても引き受けることに同意しかねるという意見も出てくると思います。これからの固い決意を正副管理者に問うものであります。

続きまして、SDGsの取り組みについてお尋ねをいたします。まず、17の目標としまして、これは169のSDGsができておりますけれども、5の目標、ジェンダー平等に対し、消防署での取組、対応に対して問いますということを出しております。2月の定例議会におきましても、ハラスメントに対して問いましたが、今回も趣旨は同じです。対策としては、相談があった場合に要綱に従い事実関係を行い、必要と認めるときは苦情処理委員会を開き云々とありますが、その前にプライバシーに配慮した形で、いつでも安心して相談ができる第三者機関のような窓口対応が必要だと思うがと、それとジェンダー平等に対する取組についてですけれども、日本では1986年に雇用機会均等法が施行され、2015年には女性活躍推進法があり、随時改正されてきました。2016年には内閣にSDGs推進本部が設置され、3つのポイントが示されております。社会的な性差別による違いが差別や格差といった不平等の基となっていること、ジェンダー平等を達成するためには、差別や不平等に苦しんでいる女性を減らすことが大切なこと、男性も女性も含めた全ての人が生き生きと活躍できる社会を目指そうという動きが世界に広まっております。これらのことを踏まえた上で、今後の取り組み方を問うものであります。

それから、SDGsの7、11、12、13の目標に該当すると思いますけれども、今後のごみ処分場の処理方法を問うものであります。現在渋川広域圏のリサイクル率は35市町村で最下位にあることは、前回議会で指摘をしたところでもありますけれども、プラスチックごみの回収等少し動き出していることは私も承知しておりますけれども、抜本的な動きとはなっておりません。現在の処理方法を抜本的に考え直していくべきだというふうに考えております。順番で吉岡町に最終処分場が来ることは決まっておりますけれども、SDGsの観点から、ぜひとも考えていくべきだというふうに思います。先ほど廣嶋議員がたくさん質問していただきましたけれども、現在小野上で行われておりますこのクローズド工法というものは、焼却して、その焼却灰を埋めるという方法なのですけれども、そうでなくて抜本的に考えるということは、全てが燃やすのではなくて、徹底した分別と、そして今度私たち11月に議会として視察に行きますけれども、長岡

市のこの例というのは、生ごみ等を一部は燃やしますけれども、発酵させて、そしてそこからガスを取り出して、そのガスを利用するという考えも含まれております。そういうような形で、今後広域で最終処分場ができてからそれなりの年数がたっておりますけれども、今までのことをまた繰り返すのではなくて、ぜひとも新しい方法でのごみ処理というものを念頭に置けば、今小野上処分場にあるものをまた同じ方法で造るという考えにはならないと思いますので、ぜひその辺ももう一度SDGs的観点から見直していただきたいということを問うものであります。

議長（安カ川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいまご質問いただきましたスラグ碎石の撤去は、なかなか進んでいない理由はどうかということだというご質問でございました。

まず初めに、恐れ入りますが、訂正をさせていただきますが、エコ小野上処分場のスラグ碎石撤去ということでご質問いただきましたが、スラグ碎石が存置されている場所は、エコ小野上処分場の敷地ということではなく、旧小野上処分場の搬入路に当たる部分ですので、そちらの訂正をさせていただきます。

この旧小野上処分場の搬入路にぬかるみの対策として、平成17年から平成23年にかけて鉄鋼スラグが使用されたものでございます。その後エコ小野上処分場の工事の際に、このスラグ碎石より約1.2メートル上にエコ小野上処分場の進入路をアスファルト舗装により築造したものでございます。旧小野上処分場の搬入路でありました場所のスラグ撤去が進んでいないという理由でございますが、少し長くなりますが、改めて経過を含めて説明をさせていただきます。広域組合と大同特殊鋼株式会社は、この存置されている鉄鋼スラグに関して、鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書を平成29年6月16日に締結をし、鉄鋼スラグに関する基本事項を定め、円滑な処理の遂行を図ることを目的といたしました。その後この基本協定に基づき、スラグの分析調査を同年6月26日に締結しました個別協定により、大同特殊鋼株式会社に負担を求め、行っております。その結果といたしまして、土壌は汚染されていないものの碎石層にはフッ素の含有が認められております。この結果に基づき、組合では令和3年3月3日、7月9日、12月17日と撤去に関する要求書を提出いたしました。大同特殊鋼株式会社の回答は、いずれも基準値の超過は認められるものの、既にアスファルト舗装により被覆されており、健康被害が生じるおそれはないことから、撤去には現段階では応じられないという回答でございました。

大同特殊鋼株式会社としては、国土交通省、群馬県及び渋川市で構成する第3回鉄鋼スラグに関する連絡会議において決定した鉄鋼スラグを含む材料の対応方針の1番目、鉄鋼スラグを含む材料が環境基準値を超過している施工箇所の方針のとおり、現地在舗装被覆されていることから、このような回答になっておると考えます。広域組合は、この3者には当たらないので、対応するようというところで、大同特殊鋼株式会社に求めておりますが、大同特殊鋼株式会社としては、この方針を基本として、どこの自治体においても対応しているとの回答であり、その部分を何度こちら側で主張させていただいても、平行線になってしまっている状態です。以上の理由によりまして、なかなか思うようにスラグ撤去が進まない状況にあると考えております。ただ、このように何度要求をしても撤去に応じてもらえないので、広域組合では旧小野上処分場の跡地利用を絡めまして、跡地利用を行うに当たっては、エコ小野上処分場の進入路、こちらを建物が建設可能な道路にするための道路改良工事が必要、そのために鉄鋼スラグの撤去が必要であ

ることから、跡地整備費用のうち道路改良工事に伴う鉄鋼スラグの撤去費、処分費及び運搬費並びにそれに伴う諸経費の負担を求める要求書を令和4年12月20日に提出をいたしました。

また、一方で組合議会ではスラグ撤去に応じない大同特殊鋼株式会社の対応は納得できないとして、令和4年11月29日議長、副議長、議会運営委員長の3者により、大同特殊鋼株式会社本社のスラグ担当者である環境部長を呼び、スラグ撤去要求をしていただいております。この際組合職員も同席をさせていただきました。組合議会からの要求につきましては、議長ら3者連名で要求書を同じく令和4年12月20日に提出をしております。その結果、回答書には弊社の鉄鋼スラグ製品に係る費用負担及び法的責任については、従前の弊社回答のとおりですが、旧小野上処分場の跡地利用計画実行に伴い、関係法令への適用状況等を踏まえて、鉄鋼スラグ製品の措置が必要となる場合は、弊社対応方針の範囲内でその撤去費等について応分の負担をすることは可能です。費用負担の詳細については、跡地利用の詳細な計画を策定する過程で、貴組合との間で事前協議を行い、同協議の内容と策定された計画を踏まえて決定させていただきますと記載されておりました。このことは、従来の撤去は応じかねるとの回答に比べて、撤去に向け前向きな回答であったと考えております。

また、2問目になりますけれども、撤去が進まない間に議員等々も入れ替わり、意識が薄れてくる中で、早い対応が必要ではないかというところでございますので、正副管理者の前に事務局のほうで今後の取組について簡単にご答弁を申し上げます。旧小野上処分場は、浸出水の検査を埋立終了後も毎年行っており、この浸出水の検査が全て良好であれば、廃止に向けた手続を行える状態となりますが、ここ数年の水質はリン含有量が安定していないものの、徐々に良好となりつつある状況でございます。このため地元の自治会には令和3年、令和4年の総会におきまして、跡地利用のことを考えていただきたい旨の願いを既にしております。また、跡地利用をするに当たっては、現在のエコ小野上処分場の進入路は、あくまで敷地の一部でありますので、進入路を建物の建設できる道路とするための道路改良工事を行い、全幅で4メートル以上、良好な排水設備、適切な舗装構成、適切な縦横断勾配にするなどの改良が必要となってまいります。さらには、現在の旧小野上処分場跡地には、エコ小野上処分場の工事で発生した残土を現在覆土として利用したいためストックがしてありますので、そのストックしてある残土の撤去も必要になってまいります。このため本組合では、次年度、令和6年度に跡地利用の基本構想策定の業務委託を予定しており、この業務委託では跡地利用に関する構想として、地元の住民にも参加してもらい進めていく予定でございます。

また、道路問題に関する諸問題の整理、最後に残土の今後の使用量の推測をするための測量及び撤去してもよい残土量の測定などを行っていく予定でございます。この基本構想を基に跡地利用を進めていくとともに、一日も早くスラグの撤去も進めていきたいと考えておるところでございます。

また、最後に現在のごみ処理方法のことですが、抜本的な見直しを進めていくべきではというご質問がございました。これにつきましては、組合としまして、一般廃棄物処理基本計画を策定させていただいておりまして、その中で清掃センターにも搬入されるごみの組成割合を示させていただいております。令和2年度の可燃ごみ量は、合計で3万7,889トンございましたが、そのうち野菜くずや食べ残しなどの厨芥類は1万3,754トン、これが全体の36.3%、また木ですとか、竹、わら類、こうしたものが3,599トン、これが9.5%、また紙、布類は1万2,276トン、32.47%、これを合わせて2万9,629トン、78.2%となっております。

りまして、これが資源化が可能と思われるものが半数以上を占めておるような状況でございます。こうした可燃ごみのうち多くが資源化できる可能性を秘めておりますので、今後施設の整備をする中では、ただ焼却処理をするだけでなく、議員がおっしゃいますように再資源化ができるような取組、こうしたものも行っていきたいと考えておるところでございます。以上です。

議長（安力川信之議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 小池議員のご質問にお答えをいたします。

まず、旧小野上処分場のスラグの撤去の件であります。これまで数回にわたりまして、大同特殊鋼株式会社に対して撤去の要請をしまいいりました。大同特殊鋼株式会社からは、国、群馬県、渋川市のこの3者連絡会議の方針を基にしていくという方針が示されてきたところであります。この3者には広域組合入っておりませんので、この理屈は成り立たないということで強く要請してきております。ここにきて議会も一緒になって12月ですか、昨年、要請をして、その結果跡地の利用計画と併せて応分の負担も考えるということが示されたところであります。こういったことを含めて、粘り強く撤去について交渉をまいりたいと考えております。

それから、ジェンダー平等だったですか、これは男女を問わず社会で活躍していただくということがこれからの人口減少、高齢化社会において大変大事なことだと思っております。そして、あらゆる人権の差別がない、そういう社会をつくっていくために、このジェンダー平等は何としても実現していかなければならないと考えております。こういったことを実現することによって、これからの人口減少社会の社会経済活力を維持していく上で力になると考えております。この広域組合においては、正副管理者4人のうち半分が女性であります。そういう意味では、ジェンダー平等を具体的に実現していることではないかなと思います。ただ、女性であればいいということではないと思っております。それぞれ適材適所に力を発揮していただくということを併せて考えてジェンダー平等に取り組んでいきたいと思っております。

それからごみの減量化、このことは大変重要なことであると思っております。地球環境を守っていく上で、今の状態が続くということはよろしくないと考えております。ごみの減量化は、意識としてみんな持っているのですけれども、なかなか実行が伴わないということが問題であります。この渋川市、そして榛東村、吉岡町においても、ごみの排出量が群馬県の中では非常に高いところでもあります。ごみの減量化にはいろいろな手法があると思います。小池議員もいろいろ研究されて、これまでもご意見をいただいたところでもあります。そういったいろんな先進的な取組を勉強しながら、さらに取り組んでまいりたいと思っております。1つは、循環型社会をつくるということが大事だと思っております。資源の再利用、いわゆる3Rということですか、今そのことを進めていかなければいけないと思っております。この組合においても、今年の3月ですか、サントリーグループと包括連携協定を結びまして、ペットボトルのボトルとeボトル、水平リサイクル、このことについて協定を結んで、4月から実行に移しております。ペットボトルは、これまでですと1回使って粉砕して、そして衣類ですとか、いろいろな用途に使いまわしたけれども、そこで遮断されて焼却されてしまうということですので、現在サントリーグループと進めておりますのは、ペットボトルをさらにペットボトルとして使っていくと、それを繰り返していきますので、リサイクルが進むということでもあります。いろいろな新しい技術を使って、そういった資源循環型

の社会をつくっていかねばならないと考えております。組合としても、そういった市町村としても一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（安力川信之議員） 伊勢副管理者。

（副管理者伊勢久美子登壇）

副管理者（伊勢久美子） 小池議員より3点のご質問をいただいております。

まず、1点目の鉄鋼スラグの関係の対応についてでございます。そちらにつきましては、これまでも広域の議会、また広域組合といたしましても、大同特殊鋼株式会社に対し撤去に対して協議を行っていくという基本的な方針に基づき、様々な要請等を行ってきたことは、私も事務局よりお聞きをしております。引き続き大同特殊鋼株式会社に撤去をお願いするような協議を重ねていくことが今後も必要だというふうに思っております。副管理者といたしましても、管理者と同様にこれまでの方針を引き継いでいくということの必要性を感じております。

また、2点目のジェンダー平等に関します考え方になります。ジェンダー平等につきましては、特に今年の6月21日に世界経済フォーラムというところからジェンダーギャップ指数というものの発表がございました。日本は146か国中125位と、先進国では最低、また去年の116よりもさらに後退をするという非常に厳しい状況でございます。世界でも最も低いレベルにあると言われておりますのが政治、経済の分野になります。そのこともございまして、先ほど小池議員のご質問にもありましたが、昨年7月には国においても女性活躍推進法を改正をいたしまして、従業員300人以上の企業には、男女の賃金の公表を義務づけております。その中では、男性の賃金に比べ女性は7割と、やはり非正規雇用が多いこと、また女性の活躍が進んでいないこと等が原因だというふうに言われております。意思決定の場に多様な視点があることが必要であるという理由からも、やはり女性の参加を阻むような障壁をなくし、このジェンダーギャップの解消に取り組んでいくことは必要であるというふうに思っております。

また、3点目のごみの減量化についてですが、ごみにつきましては、もともとごみは私たちが資源からつくり出したもので、使った後にごみとして処分をしているというのが現状かと思っております。このためごみの減量化には、やはりごみの資源化というのが必要であるというふうに思っております。かつてごみ問題は、公衆衛生の向上また生活環境の保全といった意味からしか捉えられておりましたが、2000年代からは循環型社会を構築するために、このごみ問題に取り組んでいくということが社会的に求められてきております。2000年には、循環型社会形成推進法というのが制定をされ、それを基に様々な食品リサイクル法、また廃棄物処理法の改正、最近では小型家電のリサイクル法など、様々なものを循環して使っていく、ごみをごみでなく資源として捉えていくという考え方に変わってきております。自然環境への影響、また温暖化への取組、そしてエネルギーの使用量を抑えていくためにも、この循環型社会の形成は必要であるというふうに考えております。

議長（安力川信之議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 小池議員の質問にお答えいたします。

まず、スラグ問題につきましては、管理者とともに正副管理者会議の中でしっかりと協議を続けて、撤去に向けて進めていきたいと思っております。

また、ジェンダー問題につきましては、それぞれが意識をしっかりと持つことが自分には大事ではないかなと思っております。

また、ごみの減量化につきましても、正副管理者会議の中、また事務局を交えてしっかりと協議を進めていけたらと考えております。以上です。

議長（安力川信之議員） 南副管理者。

（副管理者南 千晴登壇）

副管理者（南 千晴） スラグに関しましては、スラグ撤去に向けましてやはり協議をしていくことが必要だと考えております。

ジェンダー平等につきましては、やはり社会的、文化的につくられた性別、それによって差別されている状況がやはりあるかと私自身も感じておりますので、そういった部分を問い直しながら、性別にかかわらず一人一人の人権が尊重され、個性、能力を十分に発揮していけるような社会づくりが必要だと考えておりますし、ハラスメントに関しましては、断じて許されるものではなく、やはり多様性をしっかりと受け入れながら、風通しのよい職場環境をつくっていくことが大切だと考えております。

ごみの減量化につきましても、構成市町村、組合が一体となってやはりSDGsに取り組んでいくことが大切だと考えております。以上です。

議長（安力川信之議員） 南消防長。

（消防長南 安彦登壇）

消防長（南 安彦） 先ほどの小池議員のご質問のジェンダーとハラスメントについてご回答させていただきます。

まず、ハラスメント事案が発生した場合の具体的な対応についてでございます。令和5年2月の組合議会定例会でも申し上げましたが、ジェンダー、ハラスメントを含め、あらゆるハラスメントの相談があった場合は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱に従い、事務局にありましては総務課管理係で、消防本部は総務課企画消防係において事実確認を行い、必要と認めるときはハラスメント苦情処理委員会を開き、事実確認の調査、対応措置の審議等を行うこととなっております。相談窓口となる相談員については、職名による相談員、事務局長が指定する相談員及び消防長が指定する相談員を毎年度4月1日に広域組合の全職員に対し周知しております。自所属の相談員に相談しづらい場合を想定し、指定されている相談員であれば、誰にでも相談できることを周知することで、相談しやすい体制を整えております。また、相談員に相談があった場合は、複数の職員により事実関係の調査を行い、事案の内容または状況から判断し、必要と認める場合は要綱に規定されているハラスメント苦情処理委員会で対応することとなります。ハラスメント苦情処理委員会は、職名による委員6名に加え、管理者が指定する職員により組織しており、委員には女性を入れるよう努めることとしております。委員会は、該当事案について事実関係の調査、対応措置の審議及び必要な指導、助言を行うものとされております。

また、相談窓口を職場に設けて対応する場合、プライバシーを保護することができるかということに関しましてお答え申し上げます。要綱でも規定されていますが、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けないように慎重に対応しなければなりません。プライバシー

の配慮については、ハラスメントの相談員となる職員が重要な役割を担うため、総務省消防庁主催の研修会に参加させるなど、ハラスメント等の相談があった場合には、適切な対応がなされるよう対応力の向上に努めております。

女性が働きやすい職場となっているかということでございますが、当消防本部では現在5名の女性消防職員が勤務しております。女性施設を消防本部、本署及び南分署に整備し、女性が働きやすい職場環境づくりを推進しております。今後ともジェンダー平等の観点から、男女ともに働きやすい環境を心がけ、全ての職員が活躍できる消防本部を目標としてまいります。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 先ほど事務局長のほうから回答がありましたけれども、なぜか知りませんが、事務局長もエコ小野上処分場と小野上処分場ばかりにこだわるのです。あなたは、そういうふうに言っていますけれども、この問題というのは平成の前、令和の時代からもう広域議会で広く議論されているというか、どんなことが議論されたかというのをあなたは一通りこれ会議録読んでみましたか。まずお尋ねしますけれども。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） スラグに関する部分ということでご質問いただきましたが、これにつきましては、引継ぎのところでも引継ぎをしておりますし、議事録につきましても目を通させていただいております。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 目を通しただけでは中身を理解したことでは、そこまではなっただけからさほどたっていないから、そこまで全てしろということは無理かと思えますけれども、これまでに事務局長も何人も替わりまして、職員の皆さんというか、そのとき、そのとき言い逃れというのですか、ただ人が替わっていつてしまうのです。誰も責任を取らないでそのままずるずるといつてしまうのですけれども、どこかでしっかり立ち止まって再度考えないと私いけないと思うのです。先ほどこれはエコ小野上処分場でなくてその前の処分場のときだという言い方をするので。だったら前の処分場のときだったら、ではその前の処分場のときの何年何月何日にいつ入れたということが確定していれば、前に入れたものというふうに確認できます。でも、その後にエコ小野上処分場を造って、そっちに道路をあげたわけですから、そこは皆さんが言うのはちょっと無理だと思うのです。いつ入れたものですよというのだったら私も理解できます。そう言えますか。

（「休憩して」と呼ぶ者あり）

休 憩

午後2時45分

議長（安力川信之議員） 休憩いたします。

再 開

午後2時46分

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。

事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 休憩のお時間いただき、大変申し訳ございませんでした。

こちらにつきましては、小野上最終処分場平成5年3月から平成24年2月まで埋立をしていた旧の小野上処分場、それから現在使っております平成25年12月から使用を開始しておりますエコ小野上処分場、こういったところがございますけれども、この旧小野上処分場の関係で、この埋立をしている平成24年2月まで、このことが旧小野上処分場のことであり、その後がエコ小野上処分場が平成24年11月以降ということになっております。この際搬入路がぬかるんでいるということで、旧小野上処分場の埋立をしているときに平成17年の11月、それから平成18年の7月、平成21年の5月、そして平成23年の12月、それぞれにこの砕石を使用しているということでありまして、最後に使用したのが平成23年12月ということございまして、平成24年の2月には埋立を終了しておりますので、そういったところで考えますと、旧小野上処分場のところで使用されているという、そういった解釈になっております。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） では、聞きます。

では、そのとき何立方メートル入れたのですか。何年何月何日に何立方メートル入れたのですかという記録みんなありますか。それで、あそこは前は門扉があったのです。その上にエコ小野上処分場を造ったのですけれども、そのところにも入っているのです。ですからそんな簡単に、何こだわりたいのかしれないのですけれども、あくまでもエコ小野上処分場には入っていないのだと、旧のところに入っているのだということを目指したいのだと思うのです。であれば、そこに搬入記録、分かる書類全部出してください。これだけで質問を終わらせたくないの、本題に入りますけれども、あなたがそういう言い方したから私が先に聞いただけのことで、本題なのですから、ここでこちらから広域組合から何回も撤去の要請したけれども、相手は全く応じないと。それは何かというと、3者協定の中でそれは撤去しなくてもいいというふうになっていると、だから撤去しないと言っているのです。でも、その3者協定の中には副管理者が言っていますけれども、広域組合は入っていないのです。だから、何度も言っているとおりその理屈は成り立たないのです。今ここにいる管理者も撤去しますということで、調査特別委員会も市長が撤去するというのだから、ではこれで十分に達成できたというので、特別委員会を終わりにしたのです。それで、管理者に対して大同特殊鋼株式会社が応じない場合には、裁判も辞さないということも全会一致でその結論を導き出して、その方向にいったわけです。しかし、それから手続が全く進んでいない。進まなくて、今度は大同特殊鋼株式会社が開き直ってやるつもりはないという回答なのです。私がここで心配するのは、

こんなことをしていると、先ほど言いましたけれども、ここにいる管理者の方も替わってきます。その当時は前の辞めた真塩さんもいたし、飯塚か、ああいう人もいたでしょう。議員もいたのだ、議員もみんなメンバー替わったではないですか。そうすると、過去にあったことがみんな薄れていくのです。そうすると、誰がどうこうするかというのは大同特殊鋼株式会社だけです。そういうふうになることが懸念されるのです。ですから、早くやらなければ駄目なのです。皆さんもその席にいて、今事務局長かもしれませんが、また何年かすればもう定年になっていなくなって、責任を取る人がみんな誰もいなくなってしまふ。こういうことだけは避けてほしいのです。

皆さんもご存じのように、同じスラグ砕石ですけれども、東邦亜鉛株式会社、ここも同じスラグ砕石です。同じく廃棄物処理及び清掃に関する法律の中で、東邦亜鉛株式会社は逆に埋めたところが120か所あって、榛東村にも1か所ありました。これは、公共工事だということで、それはすぐ撤去しました。120か所の100か所は撤去したと。残りが十数か所だというふうに言っています。全部撤去しています。これは全部県が中に入って、ではなぜこの渋川広域圏はそれがなされないのですか。同じ法律です。どこに問題があると思いますか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま議員から東邦亜鉛株式会社の撤去が進んでいるが、広域のほうの撤去が進まないのはなぜかというようなお質問をいただきました。この件につきまして、群馬県で環境基準値を超えたスラグを排出した事業者、これにつきましては、議員がおっしゃるように東邦亜鉛株式会社とそれから大同特殊鋼株式会社、こちらであり、主に高崎市の近郊で使用されたスラグは東邦亜鉛株式会社安中製錬所由来のもの、また渋川市近郊で使用されているスラグ、こちらにつきまして大同特殊鋼株式会社渋川工場由来のものとなっていると考えております。両者につきましては、群馬県から使用箇所全容解明に当たるとともに、判明した使用箇所における環境調査の加速化と結果の報告及び生活環境の保全上支障が生じないよう、必要な措置を講じることという指示を群馬県が出しているというふうに確認しております。それにつきまして、群馬県にもう一度確認したところ、それぞれの会社による考え方また対応方針に基づいた措置を講じているというようなことで、県のほうに確認が取れておるところでございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） そういうことではないのです。同じ廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中に県は強く言っているでしょう、こちらに。それでこちらは3者協議があつて、それに基づいてやっているからいいではないかという言い方なのです。だけれども、以前にも真塩副管理者も言っていたでしょう。そんな3者協定なんか結ぶものだから、うちは迷惑しているのだと、この場で言ったのです。だから進まないのだから、そういうこともぜひ考えてください。これ事実ですから、会議録読んでいただければ、そういうことをちゃんと以前の真塩副管理者も話していますから。私は頭に来ているとか、腹が立っているとか、そういう言い方で言っていました。ですから、そういうことで、真剣になって対応するかどうなのかです。だから、私は質問で何で進まなかったのかというその理由を聞いたのですけれども、理由も含んだ全ての話でなかなか進まないのだから、今後の撤去に向けてといつても、いま一つまだ見えてこないのですけれども、今後の取組について、先ほどもさらっと管理者に答えてもらったのですけれども、この問題というのは前

から特別委員会もできて、撤去させるということで、それで管理者のほうも片づけますということでこの委員会を閉じたという経緯があります。ぜひとも安中市のほうは進んでいるけれども、渋川市のほうは全く進んでいないと、遅々として進まないというこの現状を何とか早急に打破するという手だて、考え、そして管理者、副管理者を交えての特別な会議でも開いて、前にぜひとも進めていただきたいと思えますけれども、そこについての管理者の決意はいかがでしょうか。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） この問題については、長い経過があります。小池議員がおっしゃられますように、大同特殊鋼株式会社側が3者協議の方針を引用されるということについて、私も承知をしているわけではありません。3者協議に入っていない広域組合でありますので、組合と、そして大同特殊鋼株式会社と交渉して決めればいいと私は従来からそう思っております。再三にわたって交渉しておりますけれども、あわせて県に対しても行政手続法あるいはまた廃棄物の処理及び清掃に関する法律ですか、で行政指導するよということを求めた経過もあります。なかなか抜本的な解決に至っておりません。そういう中であって、跡地利用計画に合わせて応分の負担をする用意があるという回答が一番直近で来ておりますので、そういった方向でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 管理者のそういう跡地利用をするという、何でかというその理由をつければ向こうが応じるというような話なのですけれども、確かに吉岡町にあるところもスラグが入っていて、またそのところを跡地利用するというときには、撤去しますよというたしか一文が入っているのです。でも、無理に予定もないところにスラグ撤去のために跡地利用だというので箱物を造ったりする必要もないと思うのです。何かするときにはまた負担するとなっているのですから、でも入れた本人が承知しているのです。そういうのではなくて、ちゃんと先ほども言いましたけれども、安中市の例を引き合いに出して、安中製錬所の大同特殊鋼株式会社が出したそれとほとんどほぼ同じです。だが、向こうは片づけて、こちらは一向に片づけない、これは渋川市だけではなくて、榛東村にもあります、吉岡町にもありますけれども、大量にスラグが入っているところ、吉岡町にも17か所ぐらいあるのですけれども、それも撤去されていないのです。そういう意味において、ぜひとも将来に禍根を残すことなく撤去に向けて、私は同じ質問を何度もしたくないのですけれども、これは撤去されればもうここでする必要ないのですから、でもこれがまだ存置という形でありますから、これはぜひとも撤去していただきたいということを再度重ねてお願いしておきます。

それから、SDGsの取り組みということで、質問には出しておきましたけれども、SDGsの中のジェンダー平等あるいはハラスメントにつきましては、令和2年度の厚生労働省の調査で結果が出ておりますけれども、発生状況、予防改善のための取組状況、その効果の課題、ハラスメントを受けた経験、ハラスメントを受けた後の行動、ハラスメントを受けた後の勤務先の対応と受けていることを認識した後の対応が記されております。私たちは、これまでの日本的文化では常識と考えていたことが時代とともに大きく変わってきております。過去5年間で育児に係る制度を利用しようとした男性労働者の中に育児休業等のハラスメントを受けたと回答した人が26.2%あったというような報告もあります。ここに5つの題目が

ありまして、ハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の明確化、周知と啓発、消防署も含めです、広域組合の中で。そして、行為者に厳正に対処する旨の方針の明確化と周知、3としまして、窓口の設置と周知、4として、相談窓口担当者が相談内容や状況に応じて適切な対応をするための対応、5としまして、相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な扱いをされない旨の定めと周知、啓発等様々なことが示されております。広域組合としてのその辺の認識、時代に即したものが、要するにお題目を唱えても、このことをそれぞれの職員が知らなければならない、ハラスメントを受ける側も、またはハラスメントを行う側も、このことがやっぱりハラスメントってこういうことですよというので、その周知をするということが大事なのです。このことがああ、ハラスメントってこういうことなのだということを知らせることが大事なのです。そのための手段というのは必要だと思うのですけれども、なされていなければこの周知の徹底というものをする必要があると思うのですけれども、これについてのどなたが回答してもらっても結構なのですけれども、これらについての回答を求めますけれども。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ハラスメントにも様々なハラスメントがあります。かつてはハラスメントという言葉もあまり使われなかった時代もありました。私たちはそういう時代に成長してきましたわけでありますけれども、今ハラスメントが大きな問題になってきております。ハラスメントは、受け手がハラスメントと感ずることによって、それはハラスメントになるわけでありますから、そのことを私たちは今の時代にハラスメントというのはどういうことかということをも正しく理解しなければいけないと思っております。それは職場でいえば、それは上司と部下ということもあると思えますし、いろいろな形があると思えますけれども、特に支配的な立場にある上にいる人、そういった人がしっかりとそのことを理解して当たらないと思っております。従来の既定の観念を払拭してハラスメント対策をしていく必要があると考えております。そういったことについては、しっかりと勉強していかなければいけないと思っております。職員もそうですけれども、職員だけではなくて、こういった議会もあるかもしれません。そういったいろいろな立場にある方がしっかりとこのハラスメントというのを正しく理解すること、そこからスタートしなければいけないと思っております。そういったことについて、組合としても消防あるいはいろいろな職種を抱えておりますので、そういった職場で徹底していきたいと思えます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） ぜひとも幹部だけは必要ということではなくて、やはりそこで働いている職員もそれぞれの職員の自覚を持てるように、ハラスメントってこういうものですよということが大きく職員の見えるところに貼っておくとか、絶えずやっぱりチェックするというのをぜひともお願いしたいと思えます。

最後になりますけれども、SDGsの7、11、12、13の目標に該当すると思うということでも出ておりますけれども、先ほどから議論を聞いていまして、先ほどの廣嶋議員への回答もありましたけれども、根本から変えるということは、それは要するに私は今広域組合がやっている、また同じことをやろうとしている。確かに分別収集のウエートとして、増えるかもしれませんが、燃して、それでその焼却残渣を捨てるのだという考えなのです。ですから、これを燃すのではなくて、バイオを使ってガス化して、そし

てこれを燃料にするとか、有機発酵にすると、燃すのとは違いまして、焼却残渣って出ないのです、土に還元されますから。だから、そういう処理方法も考えれば、今は何か聞いていると、先ほど廣嶋議員の話を知っていると、焼却場ありきでもってどんどん進んでいて、これまでと同じものをまた造っていくのだというふうに見えたのです。そうではなくて、原点に立ち返って、どういう処分方法があるかと、ほんの一例なのですけれども、これは九州の大崎町というところがあるのですけれども、本当ここは日本で一番リサイクル率が進んでいるようなのですけれども、83%のリサイクル率だそうです。そうすると、残りは十数%しかごみとして出ていないのです。そうすると、埋立処分場で今広域が検討しているその10分の1ぐらいとか、そういうので済んでしまうわけです。そこまでいなくても、6割削減、7割削減ということは可能だと思うのです。だから、これからの時代に合った処分方法をぜひ考えていただきたい。今までのここにある五輪平、これが耐用年数が20年ぐらいあるから、また同じ方法でいこうというのですと、これは全くSDGs的発想ではありません。この辺でやっぱり考えを変えて、新たなごみの処理方法を構築すべきだと思うのです。このことというのは、日本の中の渋川広域圏から始まったよと言われるぐらい先進地のいいものといいいものといいいものを、いいとこ取りでいいと思うのです。そこのところをみんな拾ってきて、それをこの広域組合でやるということも可能だと思うのです。ぜひそういうような取組を、今までやったことの踏襲ではなくて、新たな発想に立って焼却処分も今までの10分の1にするのだと、全て壊せとは言いませんけれども、10分の1にするのだと、これ分別収集が徹底して、そしてバイオ化していけば少なくなるわけですから、そのことも可能だと思うのです。そういうことで、先ほど言った焼却処分場を吉岡町に造るというのではなくて、処分方法をもう一度1から考え直していただきたいと思うのですけれども、このことは皆さんに聞けばいいのですけれども、代表して管理者に聞きますけれども、管理者はこのことを皆さんと共通の認識を持ってこれから進めていっていただきたいと思うのですけれども、決意だけでもいいのですけれども、お伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ごみを減量化しなければならないという意識は、もう浸透してきていると思います。新しい技術、そして意識を変えてこういったことに全力で取り組んでごみを減量化して、それに見合った新しい処分場、埋立処分場なり、焼却場、こういったものを整備していく必要があると考えております。九州の大崎町の例も私も紹介していただきまして、読ませていただきました。そういった先進地たくさんありますので、そういったいいとこ取りをして、この渋川広域組合しっかりと先頭を走れるようなものをつくっていきたいと思います。

議長（安力川信之議員） ただいま質問時間60分が経過をいたしました。

以上で15番、小池春雄議員の一般質問を終了します。

閉 議

午後3時09分

議長（安力川信之議員）以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。
これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長（安力川信之議員） 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 10月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、議員の皆様にはお忙しい中、10月定例会を開催していただき、ご提案を申し上げました各議案につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。審議の過程で賜りました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の予算編成、広域行政運営に反映してまいりたいと考えております。

このたび副管理者に渋川市伊勢久美子副市長が就任しました。広域組合の執行体制をさらに強化し、圏域住民の福祉向上に努めてまいります。引き続き広域行政に対しまして、より一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、健康に留意され、ますますご活躍くださいますよう心からご祈念を申し上げ、御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

閉 会

議長（安力川信之議員） これをもって令和5年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 安 力 川 信 之

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 生 方 勇 二

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 望 月 昭 治